

整備主任者(検査員) 研修資料

法令研修

令和元年度

【九州共通教材】

目 次

I 整備事業関係

1. 平成30年度 自動車分解整備事業実態調査結果の概要について 1
2. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における
街頭検査の実施結果について（プレスリリース） 6
3. 大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！（プレスリリース） 7
4. 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます（プレスリリース） 18
・自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について ・整備主任者の研修について

II 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況 27
2. 「指定整備記録簿電子化の取扱い」について 32
3. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて 36

III 検査業務関係

1. 審査事務規程の第18次改正（プレスリリース） 39
・審査事務規程7-55、8-55（排気管からの排出ガス発散防止性能）
・審査事務規程7-110、8-110（旅客自動車運送事業用自動車）
・並行輸入自動車にかかる届出書の変更について（お知らせ）
2. 審査事務規程の第21次改正（プレスリリース） 50
・別添2 新規検査等提出書審査要領
・使用過程車に係る事前提出書審査の一部拡大について（お知らせ）
・二輪自動車等のすれ違い用前照灯の審査方法について（お知らせ）
3. 審査事務規程の第23次改正（プレスリリース） 63
・審査事務規程7-53、8-53（騒音防止装置）
・並行輸入自動車にかかる届出書の変更について（お知らせ）

IV Q&A

1. 指定関係 77
2. 研修関係 83
3. 整備関係 84
4. 検査申請（窓口）手続き関係 86
5. 検査関係 87

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表 91
2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧 92
3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表 93
4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について 94
5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表 98
6. 保安基準適合証の交付の可否等について 100
7. 持ち込みにより継続検査等を受ける認証工場の皆様へ「整備工場コード」記載のお願い 101
8. 重量税額照会システムのお知らせ 102
9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて 103
10. 受検者の皆様へ（事故注意喚起） 105

I

II

III

IV

V

I 整備事業関係

1. 平成30年度 自動車分解整備事業実態調査結果の概要について

この度、平成30年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

平成30年6月末現在。売上高等については、平成30年6月末に最も近い決算期分。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成30年6月末時点 91,883 事業場）のうち約2割を対象（有効回答数は全事業場の約1割）として調査を行いました。

平成30年度調査における総整備売上高は5兆5,295億円となり、前年度と比較すると420億円増（0.8%増）と2年連続の増加となりました。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「平成30年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

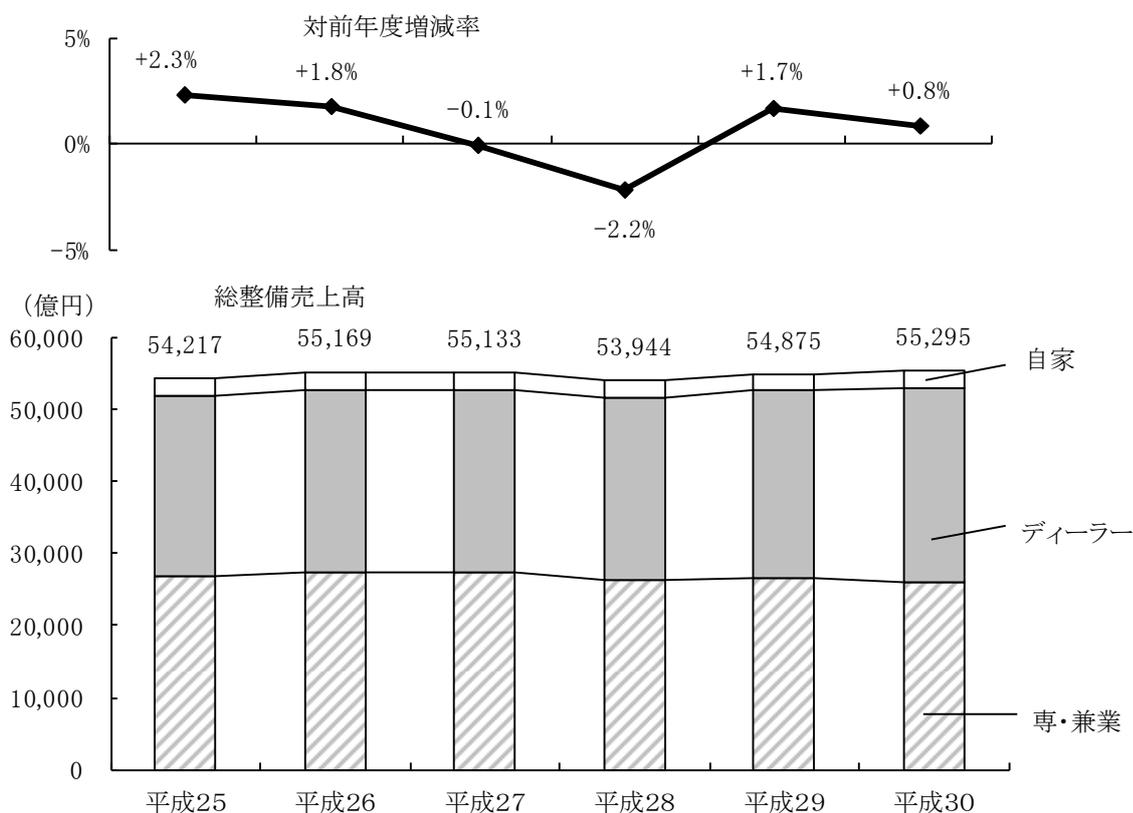
- 注) 1. 専 業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場
2. 兼 業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自 家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高をみると、平成25～26年度は2年連続の増加、平成27～28年度は2年連続の減少と推移してきましたが、平成30年度調査では2年連続の増加となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が481億円減(1.8%減)、ディーラーが780億円増(3.0%増)、自家が121億円増(5.6%増)となり、専・兼業のみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が1.3%増、「定期点検整備」が0.8%増、「その他整備」が2.9%増加しましたが、「事故整備」が3.7%減少しました。



調査年度 業態	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	30-29	30/25
専・兼業	26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	26,077	-481	-2.5%
	+4.0%	+2.9%	-0.4%	-4.1%	+1.0%	-1.8%		
	20,322	20,968	20,224	19,751	19,947	19,364	-583	-4.7%
	+4.1%	+3.2%	-3.5%	-2.3%	+1.0%	-2.9%		
兼業	6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	6,713	+102	+4.5%
	+3.7%	+2.0%	+9.5%	-9.0%	+1.2%	+1.5%		
ディーラー	25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	26,927	+780	+7.3%
	+0.1%	+0.4%	+0.7%	-0.04%	+3.1%	+3.0%		
自家	2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	2,291	+121	-3.1%
	+8.2%	+3.7%	-3.4%	-2.7%	-5.8%	+5.6%		
合計	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	+420	+2.0%
	+2.3%	+1.8%	-0.1%	-2.2%	+1.7%	+0.8%		

(単位・億円)

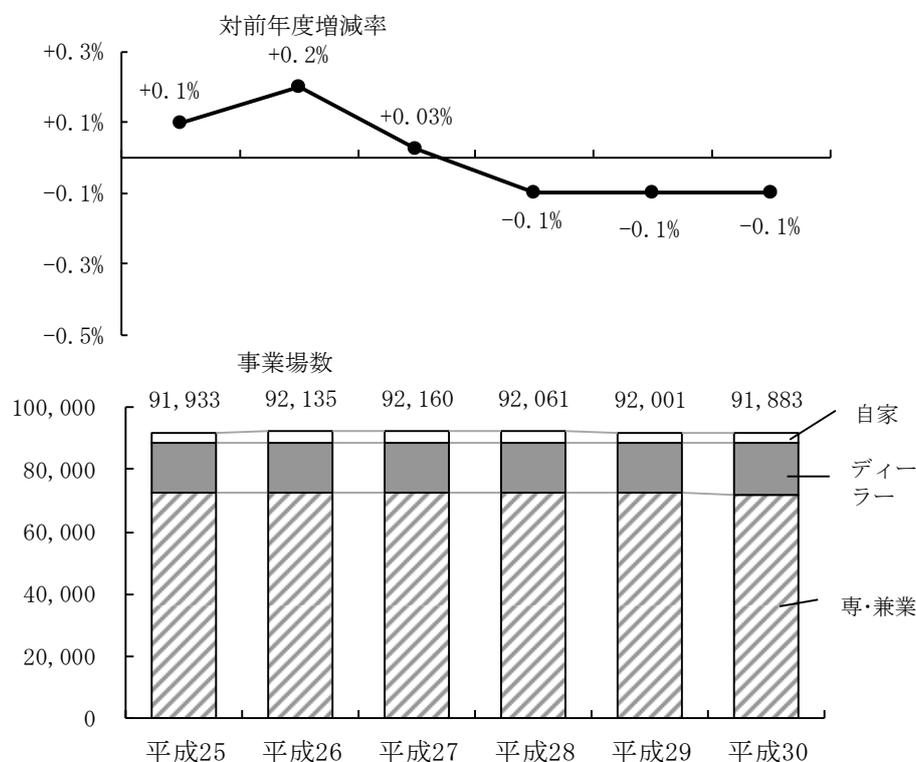
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 ヶ月	3 ヶ月	小 計				
専・兼業	売上高	8,092	3,986	12,078	491	150	350	991	5,213	7,795	26,077	
	増減額	-179	-60	-239	-53	+17	-15	-51	-171	-20	-481	
	増減比	-2.2%	-1.5%	-1.9%	-9.7%	+12.8%	-4.1%	-4.9%	-3.2%	-0.3%	-1.8%	
	専 業	売上高	5,635	3,389	9,024	310	116	310	736	3,931	5,673	19,364
		増減額	-309	-22	-331	-49	+16	-9	-42	-78	-132	-583
		増減比	-5.2%	-0.6%	-3.5%	-13.6%	+16.0%	-2.8%	-5.4%	-1.9%	-2.3%	-2.9%
兼 業	売上高	2,457	597	3,054	181	34	40	255	1,282	2,122	6,713	
	増減額	+130	-38	+92	-4	+1	-6	-9	-93	+112	+102	
	増減比	+5.6%	-6.0%	+3.1%	-2.2%	+3.0%	-13.0%	-3.4%	-6.8%	+5.6%	+1.5%	
ディーラー	売上高	7,486	1,400	8,886	2,046	323	188	2,557	5,116	10,368	26,927	
	増減額	+269	+67	+336	+111	+62	+5	+178	-244	+510	+780	
	増減比	+3.7%	+5.0%	+3.9%	+5.7%	+23.8%	+2.7%	+7.5%	-4.6%	+5.2%	+3.0%	
自家	売上高	734	309	1,043	62	25	15	102	454	692	2,291	
合計	売上高	16,312	5,695	22,007	2,599	498	553	3,650	10,783	18,855	55,295	
	増減額	+179	+98	+277	+20	+59	-51	+28	-412	+527	+420	
	増減比	+1.1%	+1.8%	+1.3%	+0.8%	+13.4%	-8.4%	+0.8%	-3.7%	+2.9%	+0.8%	

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 91,883 事業場で、前年度と比較すると 118 事業場減(0.1%減)と 3 年連続の減少となりました。

指定工場数は 30,075 事業場で、前年度と比較すると 92 事業場増(0.3%増)となりました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は 535,418 人で、前年度と比較すると 1,139 人増(0.2%増)となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は 399,374 人で、前年度と比較すると 343 人減(0.1%減)となっています。

整備士数は 338,438 人で、前年度と比較すると 2,078 人増(0.6%増)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 84.8%で 0.7 ポイント増加しています。

なお、整備士数は平成 24 年度以降、減少傾向が続いておりましたが、2 年連続で増加しました。

※参考：内数として、女性整備要員数は 17,323 人(559 人減)、女性整備士数は 10,605 人(303 人減)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.3%、整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.1%

(5) 整備要員 1 人当り年間整備売上高

整備要員 1 人当り売上高(自家除く)は 13,936 千円で、前年度と比較すると 0.6%増となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業	9,866 千円(1.5%減)
ディーラー	23,212 千円(2.5%増)

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は 45.3 歳で、前年度と比較すると 0.3 歳上昇しました。

(7) 整備要員 1 人当り年間平均給与

整備要員 1 人当り年間平均給与(自家除く)は 3,911 千円となり、前年度と比較すると 0.9%増となっています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	30/29
1. 総整備売上高 ※ (億円)		54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	55,295	100.8 %
	専・兼業 (比率、%)	26,748 (49.3)	27,523 (49.9)	27,402 (49.7)	26,285 (48.7)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	98.2 %
	専業 (比率、%)	20,322 (37.5)	20,968 (38.0)	20,224 (36.7)	19,751 (36.6)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	97.1 %
	兼業 (比率、%)	6,426 (11.9)	6,555 (11.9)	7,178 (13.0)	6,534 (12.1)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	101.5 %
	ディーラー (比率、%)	25,105 (46.3)	25,195 (45.7)	25,364 (46.0)	25,355 (47.0)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	103.0 %
	自家 (比率、%)	2,364 (4.4)	2,451 (4.4)	2,367 (4.3)	2,304 (4.3)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	105.6 %
2. 企業数		73,173	73,695	73,630	73,371	73,083	73,018	99.9 %
3. 事業場(工場)数		91,933	92,135	92,160	92,061	92,001	91,883	99.9 %
	専・兼業	72,242	72,224	72,234	72,211	72,200	71,993	99.7 %
	専業	56,948	57,043	57,024	56,735	56,868	56,270	98.9 %
	兼業	15,294	15,181	15,210	15,476	15,332	15,723	102.6 %
	ディーラー	16,033	16,179	16,221	16,213	16,180	16,252	100.4 %
	自家	3,658	3,732	3,705	3,637	3,621	3,638	100.5 %
4. 指定工場数		29,493	29,642	29,737	29,855	29,983	30,075	100.3 %
5. 整備関係従業員数 (人)		549,902	545,132	546,942	537,880	534,279	535,418	100.2 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		400,336	401,085	401,001	400,713	399,717	399,374	99.9 %
	うち整備士数 (人)	343,210	342,486	339,999	334,655	336,360	338,438	100.6 %
	整備士保有率 (%)	85.7	85.4	84.8	83.5	84.1	84.8	—
7. 1事業場当り整備要員数(人)		4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	± 0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		79,625	80,273	80,670	80,901	81,260	81,563	100.4 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		± 0.0	- 0.7	+ 1.3	+ 0.8	+ 0.7	+ 1.0	—
10. 整備要員 1人当り 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	10,030	10,331	10,293	9,900	10,021	9,866	98.5 %
	専業	9,865	10,174	9,819	9,654	9,751	9,581	98.3 %
	兼業	10,593	10,868	11,911	10,731	10,929	10,794	98.8 %
	ディーラー	21,994	21,905	21,998	21,867	22,639	23,212	102.5 %
	平均	13,617	13,822	13,830	13,539	13,850	13,936	100.6 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	47.7	48.0	48.5	48.4	49.3	49.7	+ 0.4 歳
	専業	48.6	48.8	49.4	49.4	50.3	50.8	+ 0.5 歳
	兼業	44.7	45.1	45.5	45.1	46.1	46.3	+ 0.2 歳
	ディーラー	33.8	34.1	34.4	34.8	35.0	35.3	+ 0.3 歳
	平均	43.5	43.8	44.3	44.3	45.0	45.3	+ 0.3 歳
12. 整備要員 1人当り 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,519	3,540	3,521	3,542	3,573	3,582	100.3 %
	専業	3,478	3,504	3,476	3,501	3,523	3,539	100.5 %
	兼業	3,656	3,661	3,676	3,679	3,742	3,722	99.5 %
	ディーラー	4,280	4,342	4,417	4,495	4,569	4,661	102.0 %
	平均	3,747	3,782	3,792	3,831	3,875	3,911	100.9 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

2. 「不正改造車を排除する運動」強化月間における街頭検査等の実施結果について

(プレスリリース)

News Release



国土交通省九州運輸局

令和元年7月31日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査の実施結果

～不正改造車11台に整備命令発令～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部及び関係団体等の協力を得て、9回の街頭検査（内2回は深夜）を実施し、465台の車両について検査を行いました。

その結果、54台に保安基準不適合箇所があったことから、改善の指導を行い、このうち着色フィルム貼付などの不正改造車11台に対して整備命令書を交付し必要な整備を命じました。

九州運輸局では、強化月間終了後においても街頭検査を引き続き実施し、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。

【検査結果】

- ・ 検査車両台数 465台
(四輪車 455台)
(二輪車 10台)
- ・ 不適合車両台数 54台
(四輪車 44台)
(二輪車 10台)
- ・ 整備命令書交付台数 11台
(四輪車 1台)
(二輪車 10台)
- ・ 車検切れ台数 3台
(四輪車 3台)



運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

- ・ 不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：安部・中俣

TEL: 092-472-2537 FAX: 092-472-2916

- ・ 街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：土屋

TEL: 092-472-2539 FAX: 092-472-2916



九州運輸局

3. 大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年10月19日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！

～ 平成29年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて ～

平成29年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は67件（うち人身事故2件）で、前年度に比べ11件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。

これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

1. 事故発生状況

平成29年度の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生状況は別紙1のとおりです。

【主な傾向】

- ・大型車の車輪脱落事故は、冬期（11月～3月）に集中（全67件中56件（84%））。
- ・積雪地域での発生が多く、北海道での発生が前年度より8件増加し13件（前年度の2.6倍）。
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生した脱落事故が約半数（55%）を占める。
- ・脱輪の主な原因のうちホイール・ボルト又はナットの締付不良等の「作業ミス」が91%と大半を占める。
- ・脱輪の直前に行ったタイヤの脱着作業が「タイヤ交換」である44件について、その作業の実施月を見ると、11月にタイヤを交換した車両が21件（48%）を占める。
- ・車輪脱落位置の大半（56件（83%））が左後輪。 ※推定原因については別紙1参照

2. 車輪脱落事故防止に係る取り組み

国土交通省では、近年、車輪脱落事故の発生が増加傾向にあることを重く受け止め、関係業界とともに「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、脱輪防止対策に係る従来の取り組みに加え、各業界で取り組むべき車輪脱落事故防止のための「緊急対策」を取りまとめ、実施しております。

特に、これから冬期に向けて冬用タイヤの交換がピークを迎えるため、大型車のユーザーなどの関係者に対し、緊急対策の内容（別紙2）について徹底を図ってまいります。

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会作成のチラシ（別紙3）により運送事業者をはじめとする大型車ユーザーなどの関係者に対して、徹底を図ってまいります。

<添付資料>

別紙1 平成29年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙2 大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

別紙3 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

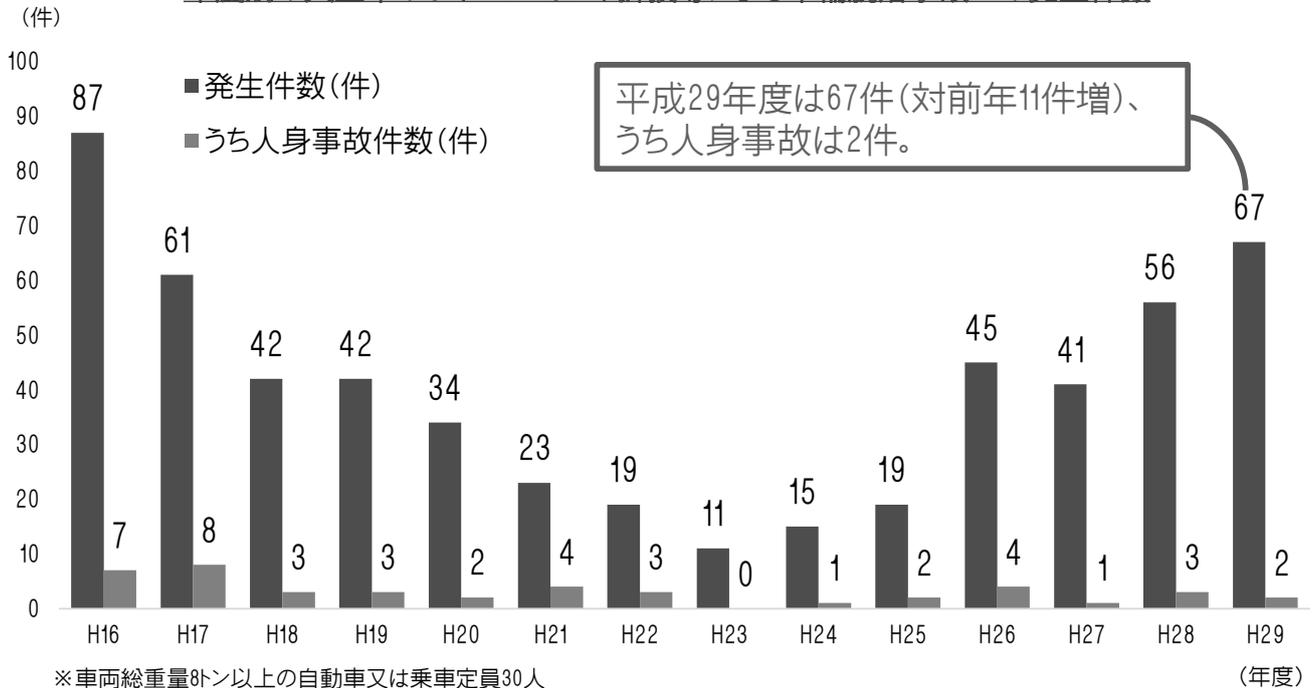
<問い合わせ先>

自動車局 整備課 村井、児島、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42426、42412）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）【別紙1】

年度別の大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故※の発生件数



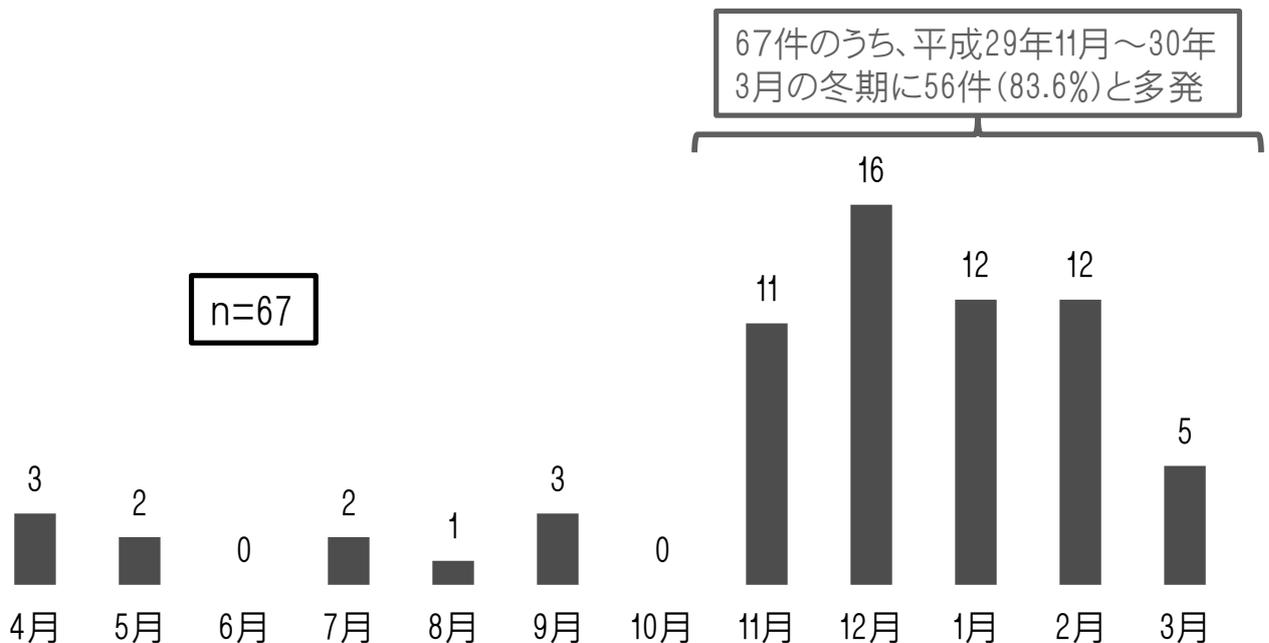
平成29年度は67件(対前年11件増)、うち人身事故は2件。

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生月

■ 件数



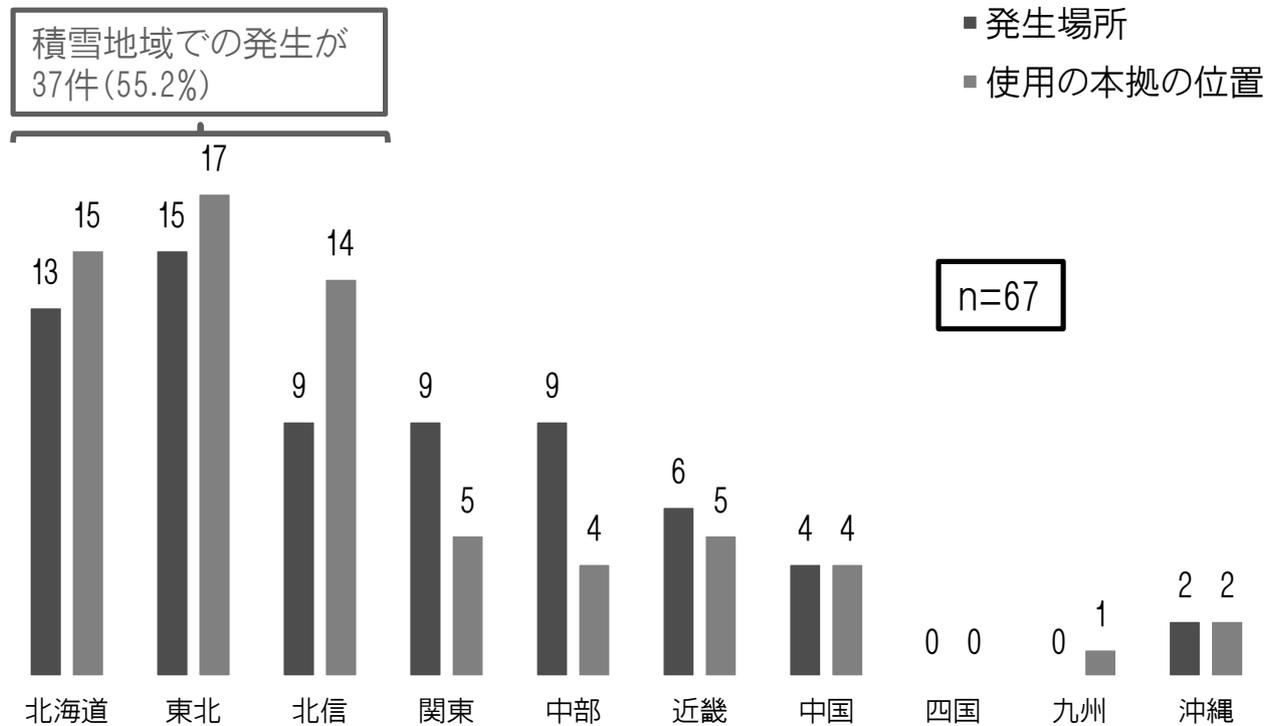
67件のうち、平成29年11月～30年3月の冬期に56件(83.6%)と多発

n=67

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

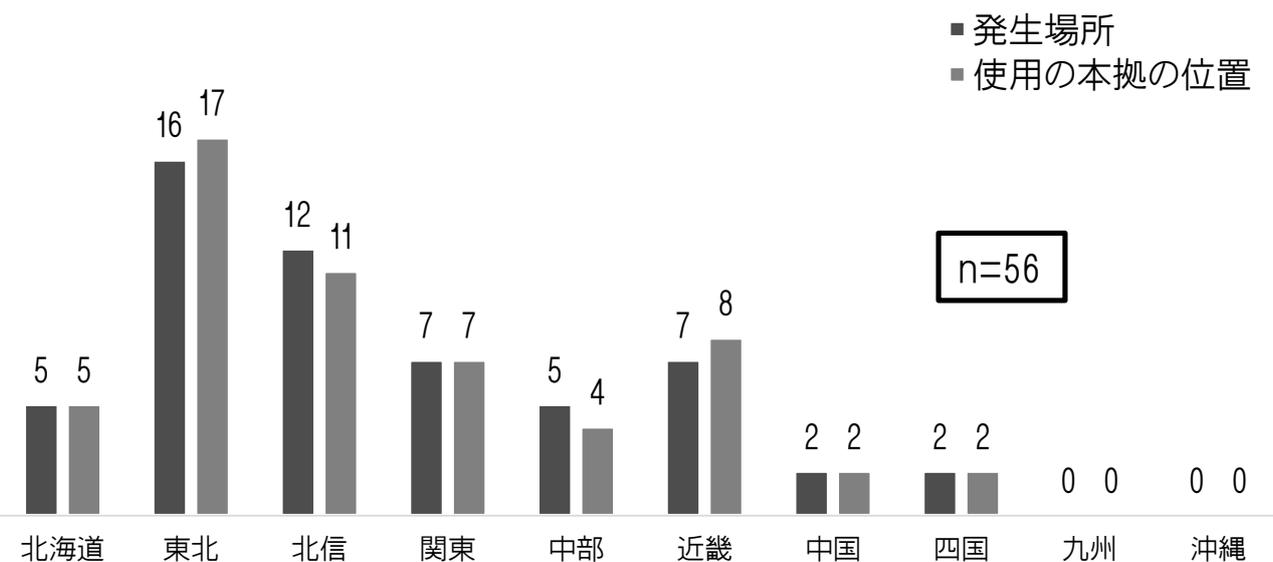
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

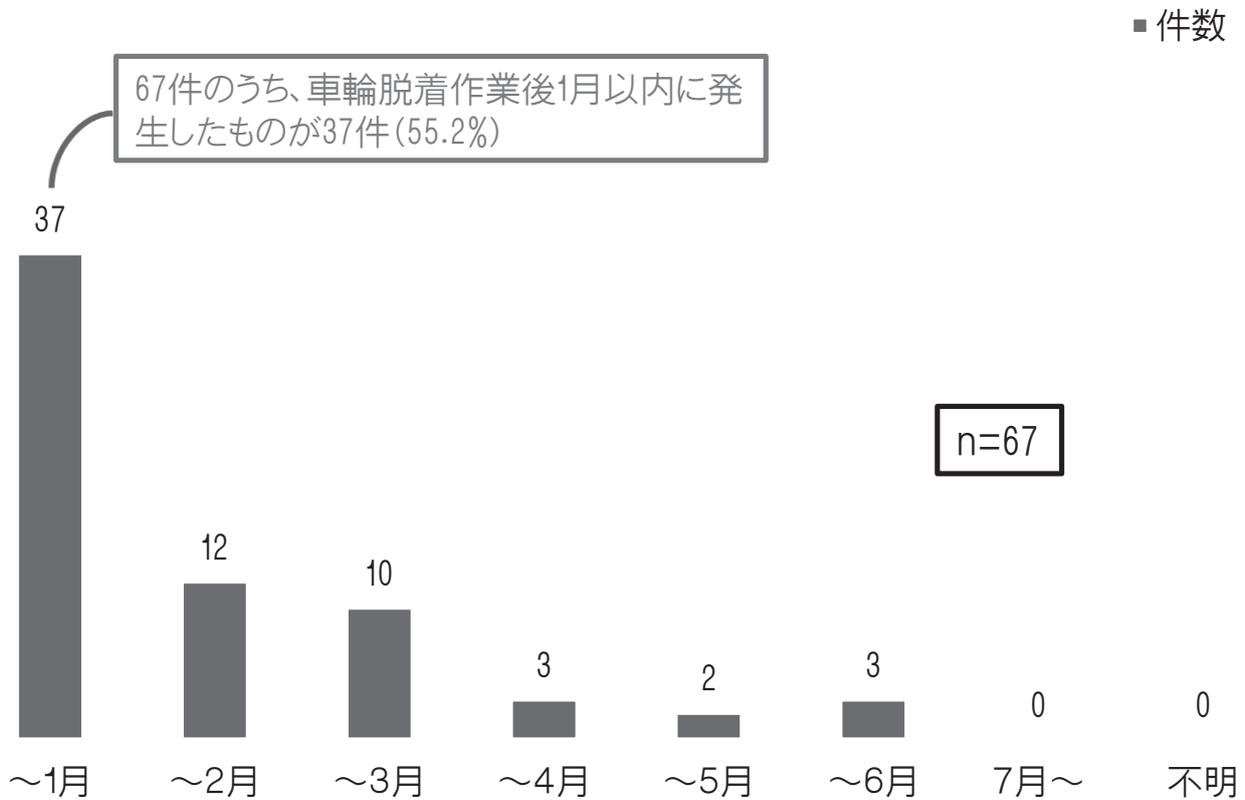
【参考】事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置(平成28年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

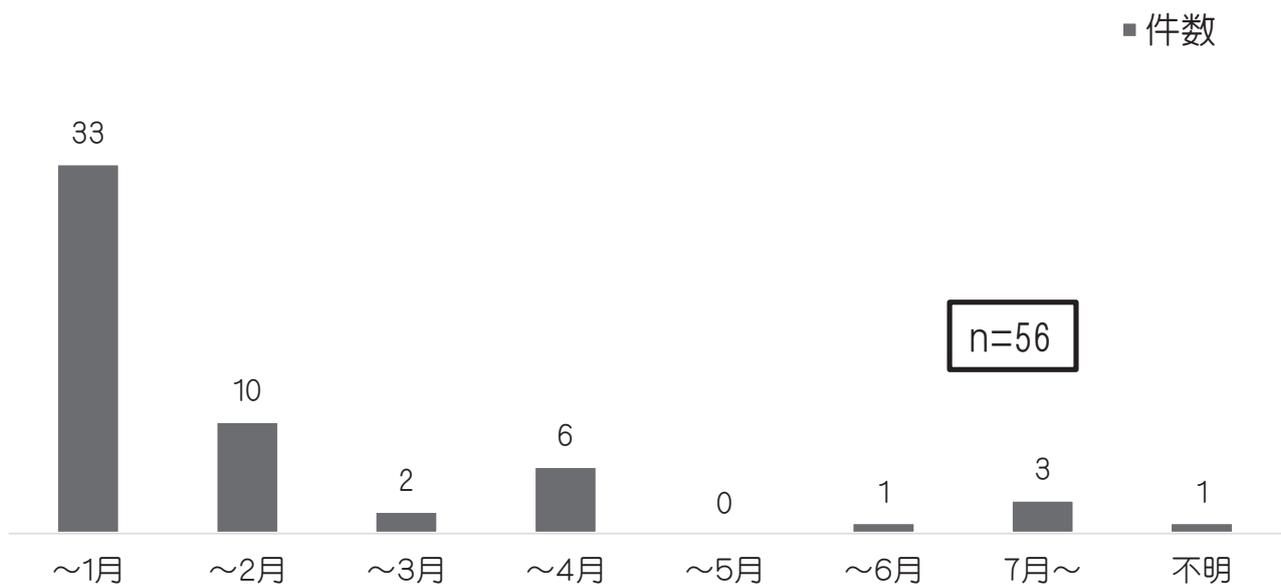
車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱着から脱落発生までの期間



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

【参考】車輪脱着から脱落発生までの期間(平成28年度)

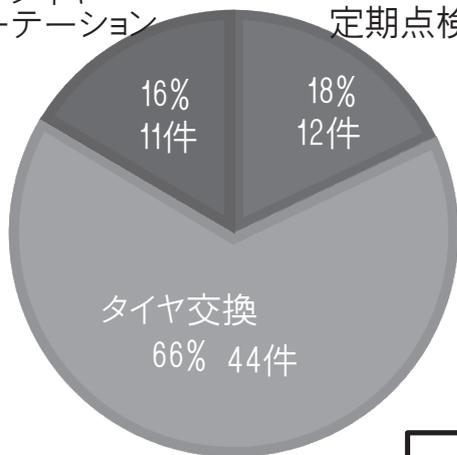


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

脱輪の直前に行ったタイヤ脱着作業の内訳

タイヤローテーション 定期点検整備

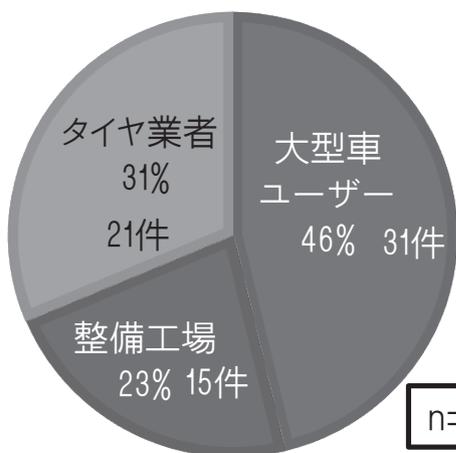


n=67

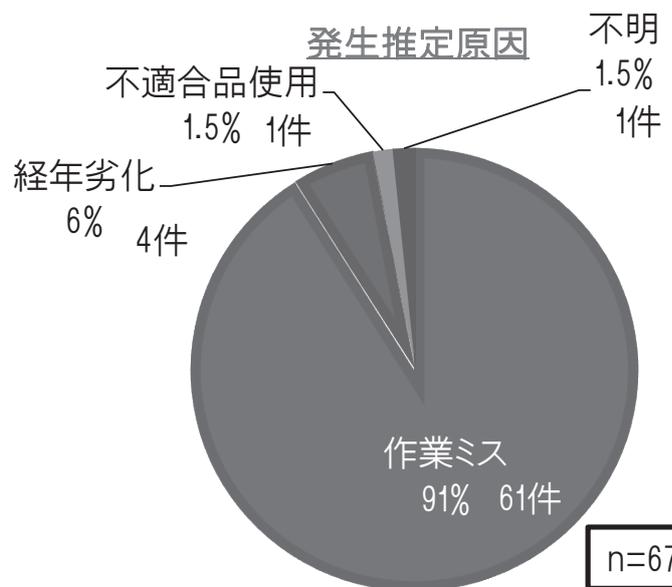
- タイヤ交換
 - 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
 - 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者の内訳



n=67



n=67

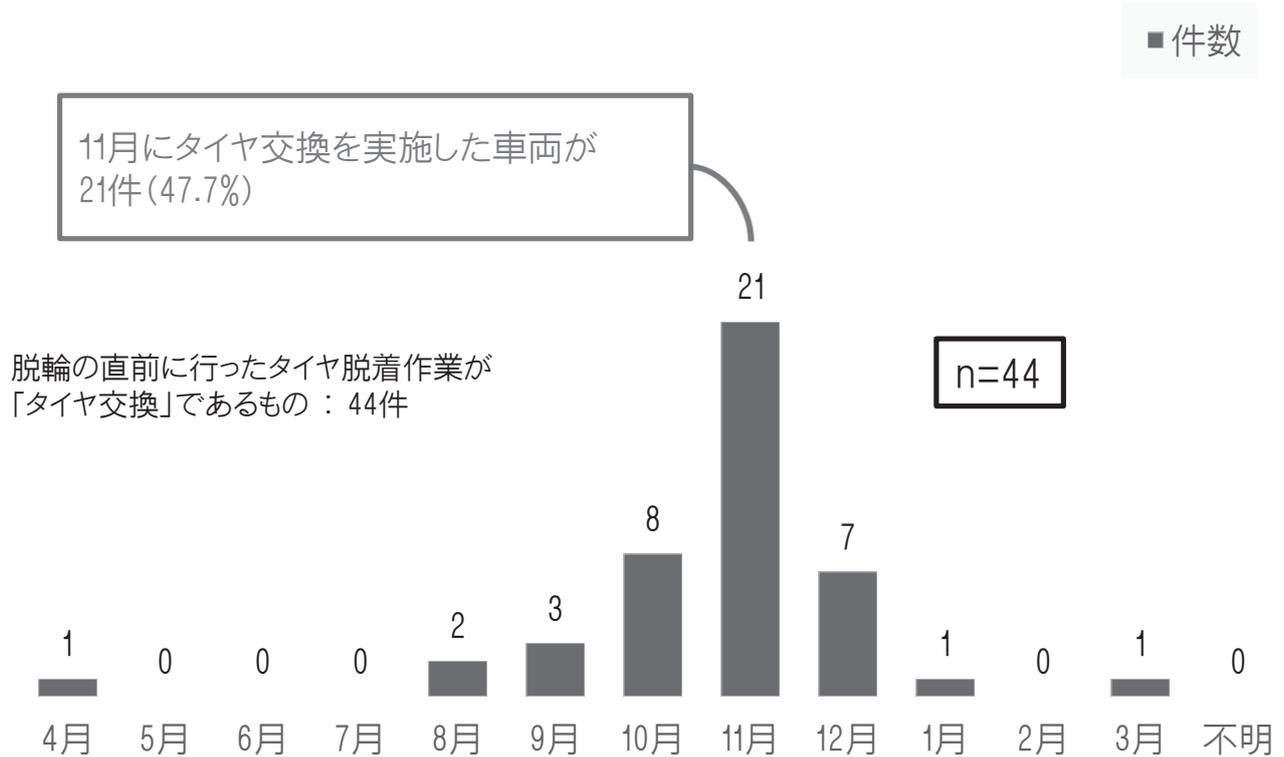
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

主な事故発生推定原因

- 作業ミス
 - ホイール・ナットの締付不良 36件
 - タイヤ交換後の増し締め未実施 12件
 - ホイールの組付不良 2件
 - ホイール・ナットの過締付 4件
 - 不良ホイールの使用 2件
 - 日常点検時の確認不足 5件
- 経年劣化
 - ホイール・ボルトの腐食、又は、金属疲労による折損
- 不適合品使用
 - 劣化・損傷したホイールの使用による折損

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

車輪脱落事故直前のタイヤ脱着作業として「タイヤ交換」を実施した車両についてタイヤ交換作業実施時期別事故件数



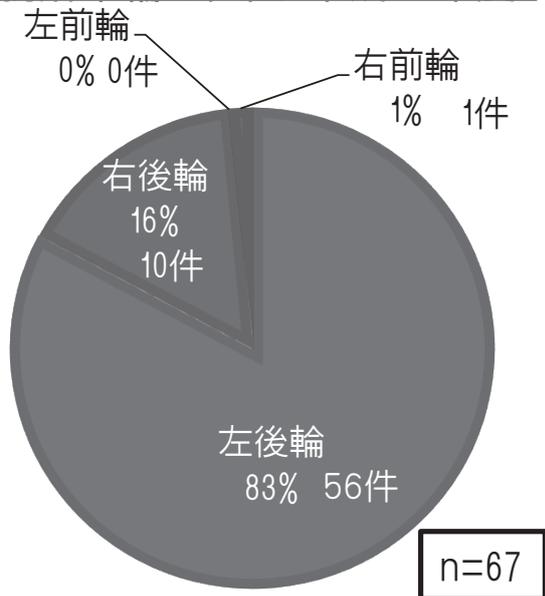
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ交換作業とは

- 通常タイヤから冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)への交換
- 冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)から通常タイヤへの交換
- タイヤが摩耗したことによる交換 など

車輪脱落事故発生状況（平成29年度）

脱落車輪の位置(平成29年度)



【参考】脱落車輪の位置(平成28年度)

	左	右	合計
前軸	1	2	3
後軸	48	5	53
合計	49	7	56

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左後輪のタイヤが多く脱落している

他のタイヤに比べて左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

●左輪タイヤが多く脱落する原因については、自動車メーカー等の見解を聞きながら引き続き調査中であるが、以下の可能性が考えられる。

- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左(路肩側)に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

前輪タイヤの脱落が少ない推定原因

●前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」

平成30年4月

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

近年のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数増加を受け、連絡会構成団体は、当該事故防止のため、従来の取組に加え、以下の事項を「緊急対策」として速やかに実施する。また、平成30年8月を目途に、連絡会へその実施状況を報告する。

各団体における実施事項

団体名	実施事項
(公社) 全日本トラック協会 (公社) 日本バス協会 (一社) 全国自家用自動車協会	傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。 ・車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 (一社) 日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 (一社) 日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。 ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。 ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。 ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車工業会 (一社) 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの実施について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。
(一社) 日本自動車機械工具協会 (一社) 日本自動車機械器具工業会 (一社) 自動車用品小売業協会	傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法について購入者へ説明。

※以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増締めの実施
3. 日常（運行前）点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

大型車の 車輪脱落を防ごう! 合言葉は

おちない

なくなる…
車輪脱落事故

徹底しよう!大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで きちんと締め付けて

ち やんと増し締め 交換後

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式、
平面座で締め付けるISO方式があります。
規定のトルクで確実に締め付けてください。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



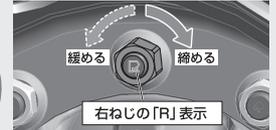
50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによって
ホイールナットの締め付け力が低下。
50~100km走行後を目安に、
増し締めしてください。

Mr.整備くん



ねじの締め付け方向を確かめて締め付けます。



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

- ① アウターナットを緩めます。
- ② インナーナットを締め付けます。
- ③ アウターナットを締め付けます。



※この図は右側タイヤの場合です。

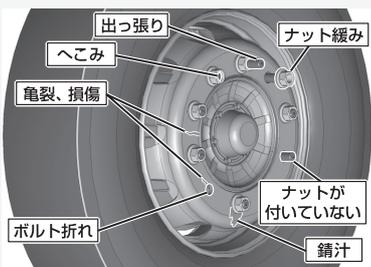
な っと見て ボルト触って さあ出発!

(ナット)

い や待てよ? ボルトとナットは 適正か?

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



アドバイス

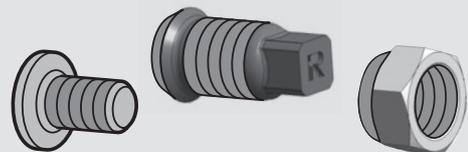
とくに、
気が付きにくい
左後輪は、
重点的に
点検を!



ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ
適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認
ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス
(日本自動車工業会)



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による 車輪脱落事故が発生しています!

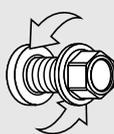
タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 X
ホイールナットの締付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

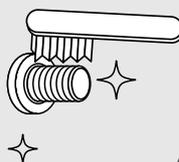


JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

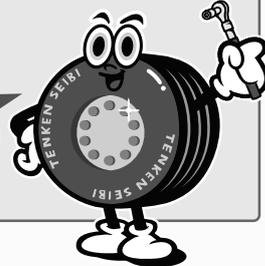
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット
締付け時の
注意点だよ!



ホイール締付け方式 ホイールの締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と、平面座で締付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの 締付け構造	<p>ホイールボルト、平面座、ホイールナット、潤滑剤</p>	<p>ホイールボルト、球面座、インナーナット、球面座、アウターナット、潤滑剤</p>

詳しい情報は、
日本自動車工業会HPをご覧ください。

新・ISO方式ホイール取扱いガイド
中・大型トラック・バスのホイールナット締付けトルク
車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて

▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_100203.pdf
▶ <http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>
▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/fall_off_wheel2007.pdf

4.1.【報道発表資料】大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年6月27日
自動車局整備課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成30年10月1日より、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車のスペアタイヤについて3ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年10月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年10月27日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）を改正し、本年10月より施行します。

1. 改正の概要

（1）自動車点検基準の一部改正

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車の3ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第3及び別表第4の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（2）自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成30年6月27日（本日）

施 行：平成30年10月1日

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

4.2. 自動車点検基準等の一部改正について

九運技整第256号
九運保環第148号
平成30年7月2日

自動車整備振興会九州連合会会長 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会九州支部長 殿
九州バス協会会長 殿
一般社団法人福岡県貸切バス協会会長 殿
一般社団法人福岡県第一貸切バス協会会長 殿
九州トラック協会会長 殿
九州乗用自動車協会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会九州支部支部長 殿
一般社団法人奄美自動車連合会会長 殿

九州運輸局
自動車技術安全部長

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、別添1及び別添2の他、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員に対して周知徹底されるようお願いいたします。

主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

3. 自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDFファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

5. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければ

ならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4.3. 整備主任者の研修について

自整第187号

平成10年11月24日

一部改正 国自整第28号

平成22年6月17日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

整備主任者の研修について

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成10年法律第74号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）により新たに規定された自動車分解整備事業者から届け出のあった整備主任者に対する道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第6号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号）による取扱いのほか、別紙「整備主任者研修実施要領」により実施されたい。

なお、本年度の検査主任者研修修了者については、本年度の整備主任者研修を受講する必要はないものとする。

また、「検査主任者の研修について」（平成2年1月10日付け、地備第1号）は平成10年11月23日限りで廃止する。

整備主任者研修実施要領

第1．目的

整備主任者に対し、分解整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

第2．研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

1．法令研修

(1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

(ア) 関係法令及びその改正内容

(イ) 主要通達

(ウ) 分解整備の作業管理による保安基準適合性の確保

(エ) 工場管理等

(4) 研修時間

2時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

(6) 研修教材

(ア) 全国共通の教材の内容は、自動車交通局技術安全部整備課が定めることとする。

(イ) 地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局

(運輸監理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)が定めることとする。

(7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

(8) 研修実施方法

(ア) 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

(イ) 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第6号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

2. 技術研修

(1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

(2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

(3) 研修内容

(ア) 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

(イ) 自動車の分解整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

(4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

(5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

(6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料(技術編)」(自動車交通局監修)をテキストとし、実車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

(7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

(8) 研修の実施方法

(ア) 研修は、自動車整備振興会又は次の各号のいずれかに該当する者のうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。

(a) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等

(b) 輸入自動車取扱ディーラー

(c) 自動車整備商工組合（北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

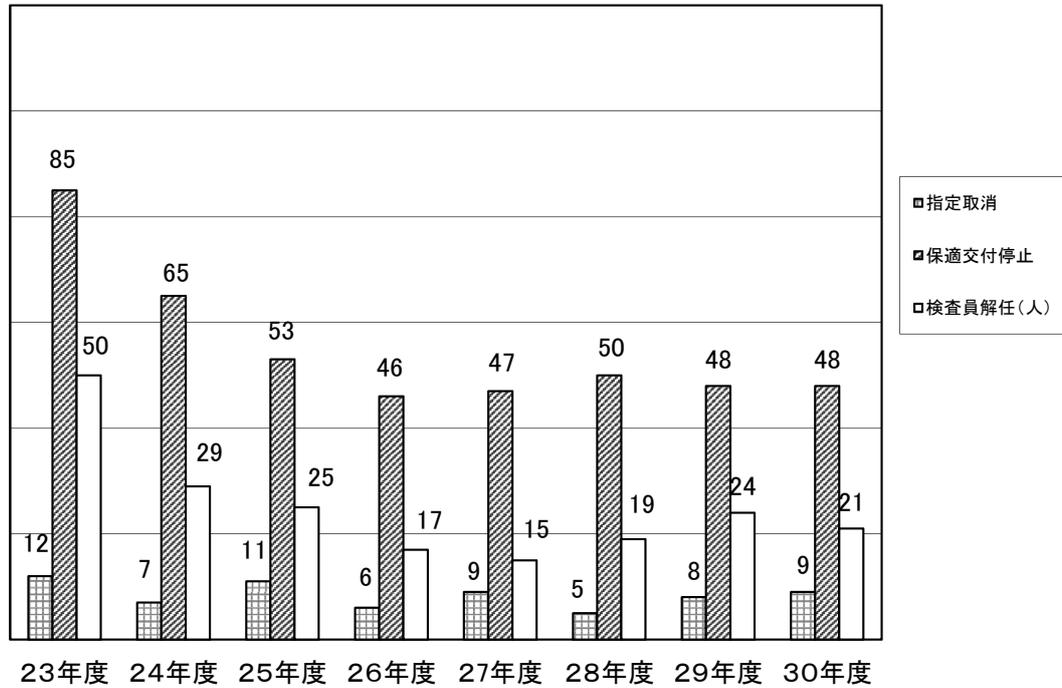
(イ) 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第6号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

II 指定整備事業関係

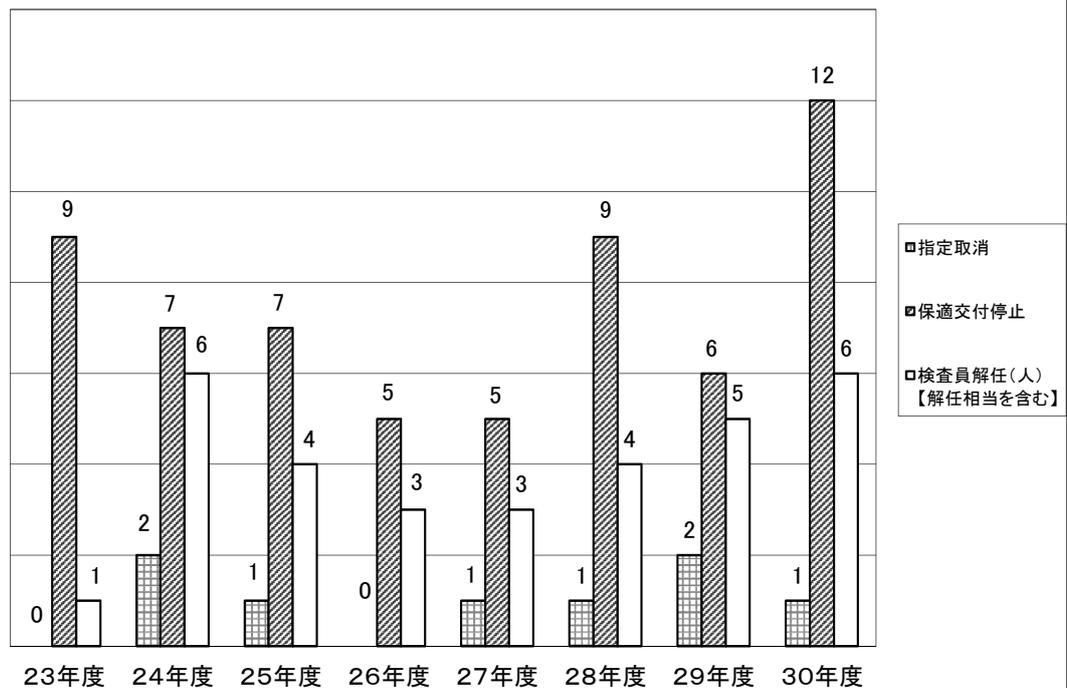
1. 指定自動車整備事業者の処分状況

1. 全国及び九州の処分状況

全国



九州



2. 管内の処分における違反内容

24年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・点検整備・検査をすべて実施せず	1件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件					
・点検整備を実施せず	4件	・適合証の虚偽記載	5件					
・検査をせず証明	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・同一性相違	3件	・不正改造状態	3件					
・検査を全て実施せず	3件	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	1件					
・指定整備記録簿の一部記載誤り	1件	・整備作業と検査作業の分業化がされていない	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6	1				2	
8	認証処分件数	6				1	1	

25年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件					
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件					
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	0件					
・同一性相違	1件	・適合証の虚偽記載	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件(内点検1件)	・不正改造状態で手続き	2件					
・不正改造状態	3件	・工員不足	1件					
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数	1			1	3	2	1
3	認証処分件数	1				1	1	

26年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・点検整備上の瑕疵	0件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	0件	・法令の規定を遵守する体制でない。	1件					
・適合証の不正交付	0件	・分解整備記録簿の記載誤り	0件					
・保安基準不適合	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件					
・同一性相違	2件	・適合証の虚偽記載	0件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	0件	・不正改造状態で手続き	2件					
・不正改造状態	2件	・工員不足	0件					
・不正改造実施	1件	・適合証の記載誤り	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2		1			1	1
3	認証処分件数			1	1	1		

27年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・虚偽の指定申請	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件					
・指定整備記録簿の虚偽記載	3件	・分解整備記録簿の虚偽記載	2件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・分解整備記録簿の記載誤り・記載誤り	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	2件					
・点検・整備を全て実施せず	3件	・料金表を掲示していない	1件					
・検査を全て実施せず	1件	・整備主任者の虚偽の届	1件					
・点検整備上の瑕疵	1件	・整備主任者の未選任	1件					
・検査員の虚偽の届	1件	・整備主任者の変更未届	1件					
・自賠償不足で適合証交付	2件	・不正改造状態で手続き	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・ペーパー車検の依頼	1件					
・不正改造実施	2件	・ペーパー車検で手続き	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	1件	・工員不足	1件					
・概算見積書の未交付	2件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
7	指定処分件数	3			1	1		2
5	認証処分件数	1			2			2

28年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・検査機器の校正を一部実施せず	1件	・不正改造状態で適合証交付	2件						
・対象車種以外に適合証交付	2件	・法令の規定を遵守する体制でない。	2件						
・指定整備記録簿の虚偽記載	2件	・概算見積書の未交付	2件						
・同一性相違	4件	・分解整備記録簿の虚偽記載	1件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備作業に重大な瑕疵	1件						
・点検・整備を全て実施せず	1件	・料金の過剰請求	1件						
・点検・整備を一部実施せず	1件	・設備の要件を満たしていなかった。	1件						
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・整備主任者の未届	1件						
・点検整備上又は検査上の瑕疵	2件	・整備主任者の統括管理不足	1件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	1件	・不正に車検証の交付を受けた	1件						
・自賠償不足で適合証交付(大部分)	1件	・工員不足	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
10	指定処分量数	2		2	2		3	1	
3	認証処分量数	1					1	1	

29年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件						
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件						
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件						
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件						
・自賠償の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件						
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
8	指定処分量数			4		1	1	2	
10	認証処分量数	6		1		1		2	

30年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件						
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件						
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件						
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件						
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件						
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件						
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件						
・自賠償不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件						
・自賠償不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
13	指定処分量数	5	1	3	2	1	1		
7	認証処分量数	2		1	1			3	

処 分 一 覧 表 (平 成 3 0 年 度 ・ 指 定)

番号	支局	事業形態	違反事項	処分日	処分内容
1	福岡	ディーラー	・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。	4月20日	交付停止15日
2	宮崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証の検査年月日を虚偽記載し、適合証を交付した。 ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した。 ・検査を全て実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	5月16日	交付停止70日 検査員解任1名
3	熊本	専業	・点検整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	6月8日	指定取消 認証停止10日 検査員解任1名
4	大分	専業	・保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・自賠責の一部未加入状態で適合証を交付した。 ・検査員が保安基準不適合状態で適合証に証明した。	7月20日	交付停止15日 検査員警告
5	佐賀	専業	・不正改造状態であるにもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。	7月24日	交付停止25日 検査員警告
6	長崎	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。	8月9日	交付停止20日 検査員警告
7	長崎	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。	8月21日	交付停止15日 検査員警告
8	福岡	専業	・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。	11月19日	交付停止20日 検査員警告
9	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。	12月17日	交付停止65日
10	福岡	組合	・不正改造状態で適合証を交付した。 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ・適合証の検査年月日を虚偽記載し、適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	1月24日	交付停止75日 検査員解任1名

番号	支局	事業形態	違反事項	処分日	処分内容
11	熊本	ディーラー	<ul style="list-style-type: none"> ・故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。 	1月24日	交付停止35日 検査員解任1名
12	長崎	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した。 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。 	2月6日	交付停止40日 検査員解任1名 検査員解任命令 相当1名
13	福岡	専業	<ul style="list-style-type: none"> ・不正改造状態であるにもかかわらず適合証を交付した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 	3月25日	交付停止15日 検査員警告

2. 「指定整備記録簿電子化の取扱い」について

国自整第29号
平成30年4月19日

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、分解整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成・保存に係る電磁的記録の保存に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存に関する取扱い

1. 用語の定義

- (1) 「指定整備記録簿等」とは、道路運送車両法第91条第1項に基づいて自動車分解整備事業者が作成する分解整備記録簿及び同法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
- (4) 「磁気ディスク等」とは、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。
- (5) 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。

2. 指定整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

- (1) 指定整備記録簿等の書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合は、コンピュータに備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うこと。（施行規則第6条）
- (2) 指定整備記録簿等の書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）
 - ① 2.（1）の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 指定整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、コンピュータに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 指定整備記録簿等を、直ちに明瞭な状態で、コンピュータの映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 2.（3）により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則第10条の2に定める様式であること。

3. 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存についてのガイドライン
 - (1) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、指定整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 指定整備記録簿等の電磁的記録を磁気ディスク等に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、当該電磁的記録の作成・保存・更新・消去の日時及びその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 指定整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は磁気ディスク等は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。
 - (5) 保存した指定整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

4. 整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン
 - (1) 整備記録システムの技術面の安全対策
 - ① 以下の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 指定整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
 - ② 電磁的記録の保存を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
 - ③ 整備記録システムは、指定整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力もれ及び誤操作を防止すること。
 - (2) 整備記録システムの運用面の安全対策
 - ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において以下の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 磁気ディスク等の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録シ

システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

3. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事 務 連 絡
平成29年8月25日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱について

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成29年8月25日付け（九運技整第396号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
2. 指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
3. 指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者

指定番号	点検日				平成 年 月 日			実施者	kg以下 kg以下・未満 その他条件		
事業場名	普通(小)				普通(中)			条件	軸重	kg以下	
対象自動車	普通(大)	普通(小)	普通(中)	普通(大)	小一	小二	小三		小四	燃料等	kg以下・未満
工員数 (B)	1級整備士※				2級整備士※			整備士保有率(A) / (B)	自動車検査員	大特	
	3級整備士※				小計(A)					※(A)/(B)の値≧1/3以上必須	

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

		確認項目		適	否	備考
事業場全般	1	指定基準(工員数(4名以上)ただし対象自動車が普通(大)は5名以上)、整備士保有率(1/3)は適合しているか		適	否	
	2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか		適	否	
	3	検査用機器に変更はないか		適	否	
	4	整備・点検作業場として届けている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で分解整備作業を行っているか		適	否	
	5	事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか		適	否	
	6	管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか		適	否	
	7	事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か		適	否	
	8	事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか		適	否	
	9	認証・指定標識を見易いように掲示してあるか		適	否	
	10	指定整備に関する資料等が保管・管理されているか		適	否	
	11	認証、指定の対象自動車以外の自動車が入庫していないか		適	否	
	12	事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか		適	否	
	13	会社の休日及び営業時間外に、従業員が勝手に工場を使用していないか		適	否	
	14	主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか		適	否	
	15	社以外の工員が作業していないか		適	否	
保安基準適合証	1	事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か		適	否	
	2	指定整備の対象自動車以外の車面に交付していないか		適	否	
	3	書摺等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか		適	否	
	4	保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか		適	否	
	5	保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の保管は適切に行われているか		適	否	
	6	事業者印の管理体制は適切に行われているか		適	否	
	7	保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか		適	否	
	8	検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか		適	否	
	9	適合証が一度交付された車面に対し再度証明されていないか		適	否	
	10	保安基準適合証を交付した車面は、自賠償保険に適切に加入しているか		適	否	
	11	電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか		適	否	

	確認項目	適	否	備考
指定整備の内容	1 料金表の掲示及び概算見積書の交付を確実にしているか	適	否	
	2 受入点検の結果が記載されているか	適	否	
	3 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	否	
	4 作業指示は適正に行われているか	適	否	
	5 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否	
	6 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否	
自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けているか	適	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	否	
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っているか	適	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	否	
	8 検査作業の実務の全課程を自ら行っているか	適	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	否	
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適	否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適	否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	否	
指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	否	
	4 過去2年分の指定整備記録簿は適切に保管・管理されているか	適	否	
検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	否	
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	否	
その他	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適	否	
	3 分解整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適	否	
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適	否	
	5 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	否	
	6 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	否	
	7 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	否	
	8 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適	否	
	9 完成検査後に当該車両であることを明確に保存しているか	実施	未実施	

* この点検表については、**監査時に確認を行います。**

Ⅲ 検査業務関係

1. 審査事務規程の第18次改正（プレスリリース）

プレスリリース

平成30年7月19日



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第18次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年7月19日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されているJC08モード法又はWLTCモード法のいずれかとしていたところ、WLTCモード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成30年10月1日～

：平成31年10月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成32年9月1日～

：平成33年9月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量1.7tを超え3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

※WLTCモード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の1桁目に3～6が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																
<p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)</p> <table border="1" data-bbox="209 815 785 1155"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</td> <td>4.5%</td> <td>100万分の7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>0.5%</td> <td>100万分の1,000</td> </tr> <tr> <td>ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車</td> <td>2%</td> <td>100万分の500</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>1%</td> <td>100万分の500</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車</td> <td>1%</td> <td>100万分の300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p> <p>ア 普通自動車及び小型自動車であって車両総重量3.5t以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車</p> <p>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車（適用関係告示第28条第84項関係）</p> <p>ウ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車（適用関係告示第28条第84項関係）</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制（従前規定）]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって、7-55-4により従前規定を適用する場合は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が0.80m²を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。(適用関係告示第28条関係)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査し</p>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の1,000	ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	2%	100万分の500	エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500	オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300	<p>8-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>8-55-1 性能要件（テスタ等による審査）</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="853 815 1430 1155"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</td> <td>4.5%</td> <td>100万分の7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>0.5%</td> <td>100万分の1,000</td> </tr> <tr> <td>ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車</td> <td>2%</td> <td>100万分の500</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>1%</td> <td>100万分の500</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車</td> <td>1%</td> <td>100万分の300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車にあつては、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制（従前規定）]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であつて、8-55-4により従前規定を適用する場合は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が0.80m²を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。(適用関係告示第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="853 1798 1430 1984"> <thead> <tr> <th>別添12により測定する場合の黒煙汚染度の規制値</th> <th>別添11により測定する場合の光吸収係数のスクリーニング値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒煙による汚染度50%</td> <td>光吸収係数2.76m²</td> </tr> <tr> <td>黒煙による汚染度40%</td> <td>光吸収係数1.62m²</td> </tr> <tr> <td>黒煙による汚染度35%</td> <td>光吸収係数1.27m²</td> </tr> <tr> <td>黒煙による汚染度30%</td> <td>光吸収係数1.01m²</td> </tr> <tr> <td>黒煙による汚染度25%</td> <td>光吸収係数0.80m²</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の1,000	ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	2%	100万分の500	エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500	オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300	別添12により測定する場合の黒煙汚染度の規制値	別添11により測定する場合の光吸収係数のスクリーニング値	黒煙による汚染度50%	光吸収係数2.76m ²	黒煙による汚染度40%	光吸収係数1.62m ²	黒煙による汚染度35%	光吸収係数1.27m ²	黒煙による汚染度30%	光吸収係数1.01m ²	黒煙による汚染度25%	光吸収係数0.80m ²
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																																															
ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800																																															
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の1,000																																															
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	2%	100万分の500																																															
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500																																															
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300																																															
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																																															
ア 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800																																															
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の1,000																																															
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	2%	100万分の500																																															
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500																																															
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300																																															
別添12により測定する場合の黒煙汚染度の規制値	別添11により測定する場合の光吸収係数のスクリーニング値																																																
黒煙による汚染度50%	光吸収係数2.76m ²																																																
黒煙による汚染度40%	光吸収係数1.62m ²																																																
黒煙による汚染度35%	光吸収係数1.27m ²																																																
黒煙による汚染度30%	光吸収係数1.01m ²																																																
黒煙による汚染度25%	光吸収係数0.80m ²																																																

たときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び③の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

〔ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超〕

① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 1 号関係）

〔ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下〕

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

〔軽油、3.5t 超〕

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.14 を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.14 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 6 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 3 号関係）

〔軽油、3.5t 以下〕

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出

ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]

⑤ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 10 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 5 号関係）

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法

により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 26.6、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.80 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

〔軽油、大型特殊〕

⑧ 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容積比で表した値を g に換算した値）に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.1 を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.1 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 16 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 8 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
イ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ウ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
エ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
オ 定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03

〔二輪車〕

⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する WMTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、一酸化炭素については 1.33、炭化水素については 0.13、非メタン炭化水素については 0.088、窒素酸化物については 0.096、粒子状物質については 0.0063 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）

(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

なお、平成 30 年規制（WLTC モード）に適合するものにあつては、受検車両の車両重量が排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量に次表に掲げる区分

に応じた値を加えた重量又は減じた重量の範囲内でなければならない。

また、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モード又は WHTC 測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モード又は WHTC 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

- ① 最大積載量が指定されている自動車にあっては、1 人の人員（55kg とする。）が乗車し、かつ、最大積載量の 2 分の 1（WHTC 測定モードの場合は最大積載量分）の重量を積載した状態
- ② 乗車定員が 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員の 2 分の 1（WHTC 測定モードの場合は乗車定員分）の人員（1 人あたり 55kg とする。）が乗車した状態
- ③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、1 人の人員（55kg とする。）が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1（WHTC 測定モードの場合は最大積載量分）の重量を積載した状態（ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1（WHTC 測定モードの場合は最大積載量分）の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が 8000kg 未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の 1.5 倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が 8000kg 以上の牽引自動車にあっては「17726kg を積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。）

排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 452	500
2	453 ～ 577	625
3	578 ～ 702	750
4	703 ～ 827	875
5	828 ～ 1015	1,000
6	1016 ～ 1265	1,250
7	1266 ～ 1515	1,500
8	1516 ～ 1765	1,750
9	1766 ～ 2015	2,000
10	2016 ～ 2265	2,250
11	2266 ～ 2515	2,500
12	2516 ～ 2765	2,750
13	2766 ～ 3140	3,000
以下 500kg とび		

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について WLTC モードを用いた場合）

用途及び種別（改造前）		重量 (kg)
乗用自動車	普通自動車	60
	小型自動車	50
	軽自動車	40
貨物自動車	普通自動車	100
	小型自動車	60
	軽自動車	40

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C を用いた場合）

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 370	455
2	371 ～ 430	510
3	431 ～ 485	570
4	486 ～ 540	625
5	541 ～ 600	680
6	601 ～ 655	740
7	656 ～ 740	800
8	741 ～ 855	910
9	856 ～ 970	1,020
10	971 ～ 1080	1,130
11	1081 ～ 1195	1,250
12	1196 ～ 1310	1,360
13	1311 ～ 1420	1,470
14	1421 ～ 1530	1,590
15	1531 ～ 1650	1,700
16	1651 ～ 1760	1,810
17	1761 ～ 1870	1,930
18	1871 ～ 1990	2,040

19	1991 ~ 2100	2,150
20	2101 ~ 2270	2,270
21	2271 ~ 2515	2,500
22	2516 ~ 2765	2,750
23	2766 ~ 3140	3,000
24	3141 ~ 3640	3,500
以下 500kg とび		

(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード又は WHTC 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。) を用いた場合)

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	1876 ~ 2125	2,000
2	2126 ~ 2375	2,250
3	2376 ~ 2625	2,500
4	2626 ~ 2875	2,750
5	2876 ~ 3125	3,000
6	3126 ~ 3375	3,250
7	3376 ~ 3625	3,500
8	3626 ~ 3875	3,750
9	3876 ~ 4250	4,000
10	4251 ~ 4750	4,500
11	4751 ~ 5250	5,000
12	5251 ~ 5750	5,500
13	5751 ~ 6250	6,000
以下 500kg とび		

(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外))

ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 30		80
2	31 ~ 40		90
3	41 ~ 50		100
4	51 ~ 60	~ 5	110
5	61 ~ 70	6 ~ 15	120
6	71 ~ 80	16 ~ 25	130
7	81 ~ 90	26 ~ 35	140
8	91 ~ 110	36 ~ 55	150
9	111 ~ 130	56 ~ 75	170
10	131 ~ 150	76 ~ 95	190
11	151 ~ 170	96 ~ 115	210
12	171 ~ 190	116 ~ 135	230
13	191 ~ 215	136 ~ 160	260
14	216 ~ 245	161 ~ 190	280
15	246 ~ 275	191 ~ 220	310
16	276 ~ 305	221 ~ 250	340
17	306 ~ 340	251 ~ 285	380
18	341 ~ 380	286 ~ 325	410
以下 40kg とび			

(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード))

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 30	100
2	31 ~ 40	110
3	41 ~ 50	120
4	51 ~ 60	130
5	61 ~ 70	140
6	71 ~ 80	150
7	81 ~ 90	160
8	91 ~ 100	170
9	101 ~ 110	180
10	111 ~ 120	190
11	121 ~ 130	200
12	131 ~ 140	210
13	141 ~ 150	220
14	151 ~ 160	230
15	161 ~ 170	240
16	171 ~ 180	250
17	181 ~ 190	260
18	191 ~ 200	270
19	201 ~ 210	280
20	211 ~ 220	290

21	221 ~ 230	300
22	231 ~ 240	310
23	241 ~ 250	320
24	251 ~ 260	330
25	261 ~ 270	340
26	271 ~ 280	350
27	281 ~ 290	360
28	291 ~ 300	370
29	301 ~ 310	380
30	311 ~ 320	390
31	321 ~ 330	400
32	331 ~ 340	410
33	341 ~ 350	420
34	351 ~ 360	430
35	361 ~ 370	440
36	371 ~ 380	450
37	381 ~ 390	460
38	391 ~ 400	470
39	401 ~ 410	480
40	411 ~ 420	490
41	421 ~ 430	500
以下 10kg とび		

[排出ガス非認証車の適用猶予]

(3) 平成 18 年 10 月 1 日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量 3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

ア 保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条、第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は 7-5-2（7-5-5-2）に該当する普通自動車及び小型自動車〔牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であつて、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕

イ 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであつて、3 軸以上の車輪に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの〔本邦において自動車を製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあつては、7-55-1-1②又は③の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

7-55-2 欠番

7-55-3 欠番

8-55-2 欠番

8-55-3 欠番

8-55-4 適用関係の整理

7-55-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-110 旅客自動車運送事業用自動車	8-110 旅客自動車運送事業用自動車 〔審査事項なし〕

7-110-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)

- ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

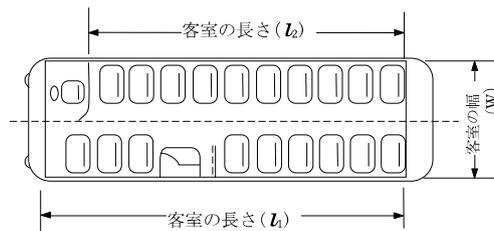
(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 2 項関係、細目告示第 155 条第 2 項関係)

- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。）1m²あたり 5W（蛍光灯の場合にあつては 2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- ② 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。
ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm（次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

- ③ (3) の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の附近に設けること。

この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

- ④ (3) の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする）

この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が 3m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。

この場合において、ブザその他の連絡装置は、2 箇所に乗降口があつて 2 名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1) 及び (2) の規定によるほか、別添 14「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 3 項関係、細目告示第 155 条第 3 項関係)

(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)

- ① 乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行き及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種

類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段及び次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあっては、この限りでない。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 430mm（車高調整装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において 380mm）以下であること。

イ 有効奥行が 200mm 以上であること。

ウ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

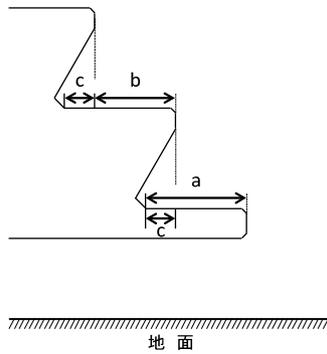
踏段の種類	有効幅	有効奥行（注1）	有効蹴込み（注3）
最下段の踏段（注2）	400mm 以上	230mm 以上（a）	100mm 以下（c）
その他の踏段（注2）	400mm 以上	200mm 以上（b）	100mm 以下（c）

注1 最下段の踏段にあっては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の大部分を占める平面部分の前縁から後縁までの水平距離（次の図の a）をいう。

注2 有効奥行及び有効蹴込みの欄における a、b 及び c は、次の図に示すところによるものとする。

注3 有効蹴込みとは、一般的な使用において足を入れることができ、かつ、安全に蹴込める部位をいう。

図（乗降口の踏段断面図）



② とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に故障時などに手動でとびらを解放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

7-110-2 欠番

7-110-3 欠番

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、平成30年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第4号様式）の様式が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 届出書に記載する並行輸入自動車の区分の「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

③ 「指定自動車等との相違点」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

→ 「指定自動車等との相違点」が有る場合には、指定自動車等との相違点に関する記載及び資料の添付、車両諸元概要表の添付、外観図の添付に漏れないようご注意ください。

並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2. 審査事務規程の第21次改正（プレスリリース）

プレスリリース
平成31年2月28日



－ 審査事務規程の一部改正について（第21次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成31年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法 [7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第98号（放電灯式前照灯）、第112号（非対称配光型前照灯）及び第113号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

- 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査 [別添2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

新規検査等提出書面審査要領

1. 目的

この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) 又は (3) の自動車をいう。
- (3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) 又は (4) の自動車をいう。
なお、附則 2 の 3.2. (2) 後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。
- (4) 「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。
- (5) 「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

- ① 指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車
附則 1 当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車）
- ② 事前届出対象自動車のうち、4. (1) 又は (2) の自動車
附則 2 事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）
- ③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) 又は (4) の自動車
附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））
- ④ 事前届出対象自動車のうち、4. (5) の自動車
附則 4 事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

- (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
 - ① 新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）以外の自動車であって、同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ② 新型届出自動車又は共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ④ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合

⑤ 本則 7-51-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合

⑥ 構造・装置の変更等が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車	
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示 別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準	○	○
第 8 条 原動機及び 動力伝達装 置	6-9、7-9 原動機及び動 力伝達装置	細目告示 別添 95	自動車の走行性能の技術基準 （原動機の出力が小さくなる変更又 は車両総重量の許容限度が大きくな る変更があるものに限る。）	○	○
		細目告示 別添 96	連結車両の走行性能の技術基準	○	○
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示 別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技 術基準	○	○
第 9 条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規 則	○	○
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示 別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時 の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則	○	○
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	細目告示 別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	—
		細目告示 別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添 9	イモビライザの技術基準	○	○
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バス の制動装置	細目告示 別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術 基準	○	○
		細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技 術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装 置に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基 準	○	○
		UN R131	衝突被害軽減制動制御装置に係る協 定規則	○	○
	6-16、7-16 乗用車の制動 装置	技術基準 通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		技術基準 通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 12	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則	○	○
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協	○	○

			定規則		
		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則	○	○
	6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示 別添 13	二輪車の制動装置の技術基準	○	—
		UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	○	—
	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示 別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準	○	○
	6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示 別添 15	トレーラの制動装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
第13条 連結車両の制動装置	6-20、7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示 別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
第15条 燃料装置	6-22、7-22 燃料装置	細目告示 別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	○	○
		細目告示 別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則	○	○
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第17条 高圧ガス燃料装置	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	細目告示 別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準	○	△
		細目告示 別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準	○	△
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則	○	○
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○

		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第17条の2 電気装置	6-25、7-25 電気装置	細目告示 別添110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	△
		細目告示 別添101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		細目告示 別添111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	○	—
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第18条 車枠及び車 体	6-27、6-28、 6-29、6-30、 7-27、7-28、 7-29、7-30 衝突時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	細目告示 別添23	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		細目告示 別添104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
	6-31、7-31 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	細目告示 別添99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	○	○
		UN R127	歩行者保護に係る協定規則	○	○
	6-31の2、7-31 の2 転覆時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る技術基準	○	△
第18条の2 巻込防止装 置等	6-34、7-34 突入防止装置	技術基準 通達別添 19	突入防止装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添25	突入防止装置の技術基準	○	○

		細目告示別添 26	突入防止装置取付装置の技術基準	○	○
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-34-2-2 (3) を適用する自動車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)	○	○
	6-35、7-35 前部潜り込み防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術基準	○	○
第 20 条 乗車装置	6-37、7-37 乗車装置	細目告示別添 28	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準	○	○
第 21 条 運転者席	6-38、7-38 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則	○	△
第 22 条 座席	6-39、7-39 座席	技術基準通達別添 22	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		技術基準通達別添 23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 30	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○
第 22 条の 3 座席ベルト等	6-41、7-41 座席ベルト等	細目告示別添 31	座席ベルト取付装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 32	座席ベルトの技術基準	○	○
		細目告示別添 33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則	○	○
第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	6-43、7-43 頭部後傾抑止装置	技術基準通達別添 27	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 34	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	6-44、7-44 年少者用補助乗車装置等	細目告示別添 35	年少者用補助乗車装置の技術基準	○	○
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	○	○

第25条 乗降口	6-47、7-47 乗降口	技術基準 通達別添 29の2	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		細目告示 別添36	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	○	○
第29条 窓ガラス	6-51、7-51 窓ガラス	細目告示 別添37	窓ガラスの技術基準	○	○
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則	○	○
第32条 前照灯等	6-62、7-62 走行用前照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-63、7-63 すれ違い用前 照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-64、7-64 配光可変型前 照灯	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-66、7-66 前照灯洗浄器	細目告示 別添55	前照灯洗浄器の技術基準	○	△
		細目告示 別添56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付 装置の技術基準	○	△
第43条 警音器	6-93、7-93 警音器	UN R28	警音器に係る協定規則	○	△
		細目告示 別添74	警音器の警報音発生装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添75	警音器の技術基準	○	△
第43条の5 盗難発生警 報装置	6-97、7-97 盗難発生警報 装置	細目告示 別添78	盗難発生警報装置の技術基準	○	○
第43条の6 車線逸脱警 報装置	6-98、7-98 車線逸脱警報 装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則	○	○
第43条の7 車両接近警 報装置	6-98の2、7-98 の2 車両接近警報 装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則	○	△
第44条 後写鏡等	6-99、7-99 後写鏡	UN R46	間接視界に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	○	△
		細目告示 別添80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	○	○
第45条 窓ふき器等	6-101、7-101 窓ふき器等	細目告示 別添84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射 装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添86	デフロスタの技術基準	○	△
		細目告示 別添85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置 の技術基準	○	△
第46条 速度計等	6-102、7-102 速度計等	UN R39	速度計に係る協定規則	○	△
		細目告示	速度計の技術基準	○	△

		別添 88			
第 48 条の 2 運行記録計	6-105、7-105 運行記録計	細目告示 別添 89	運行記録計の技術基準	○	△
第 48 条の 3 速度表示装置	6-106、7-106 速度表示装置	細目告示 別添 90	速度表示装置の技術基準	○	△

注 1：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

注 2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。

(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）

(1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（個別届出自動車）

次の①又は②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- ① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第 4 条の 2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準

② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。

ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(ア) から (カ) の別）

- (ア) 乗車定員 9 人以下の乗用自動車
- (イ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t 以下の乗用自動車
- (ウ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t を超える乗用自動車
- (エ) 車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車
- (オ) 車両総重量が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車
- (カ) 車両総重量が 12.0t を超える貨物自動車

イ 乗車定員の変更（11 人以上、10 人の別）

ウ 自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）

(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（代表届出自動車）

(3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(5) 特定の被牽引自動車

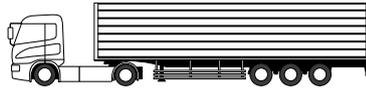
次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。

ただし、本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。

- ① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

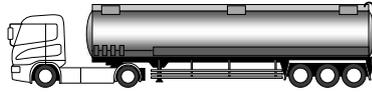
ア パン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：パンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



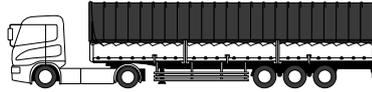
イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



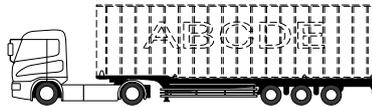
ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



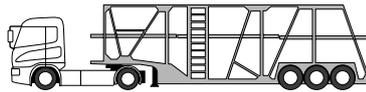
エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



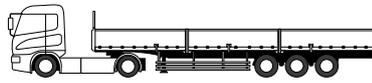
オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



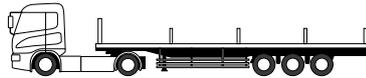
カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



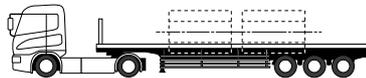
キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの

オ 最遠軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
--	------	------	------	------

第1号様式（その1及びその2） 新規検査等届出書	○	○	○	○
第2号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	—
第3号様式 連結検討書	○	○	○	○
第4号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○
第5号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	—	—
第6号様式 欠番				
第7号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	—	○	○	○
第8号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	—	○	○	○
第9号様式（その1及びその2） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について [代表届出自動車]	—	○	—	—
第10-1号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）	—	○	○	—
第10-2号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）	—	○	—	○
第10-3号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車）	—	○	○	○
別表第1 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	—	○	○	—
別紙1 検査証明書	○	○	—	○

注：欄中の○印は関係する書面を示し、—印は該当しないことを示す。

使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

＜貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。＞

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
揭示期限 年 月 日

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

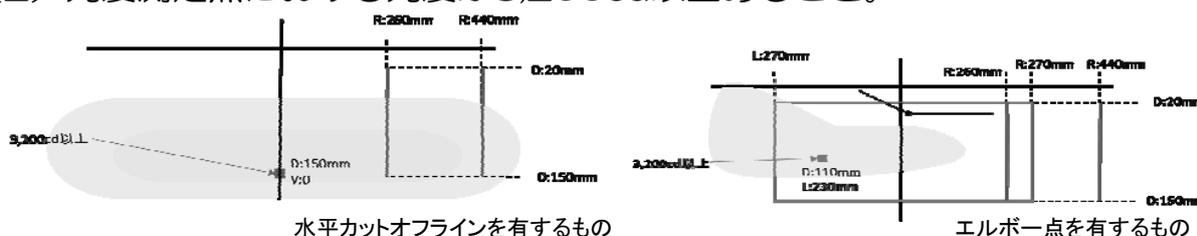
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

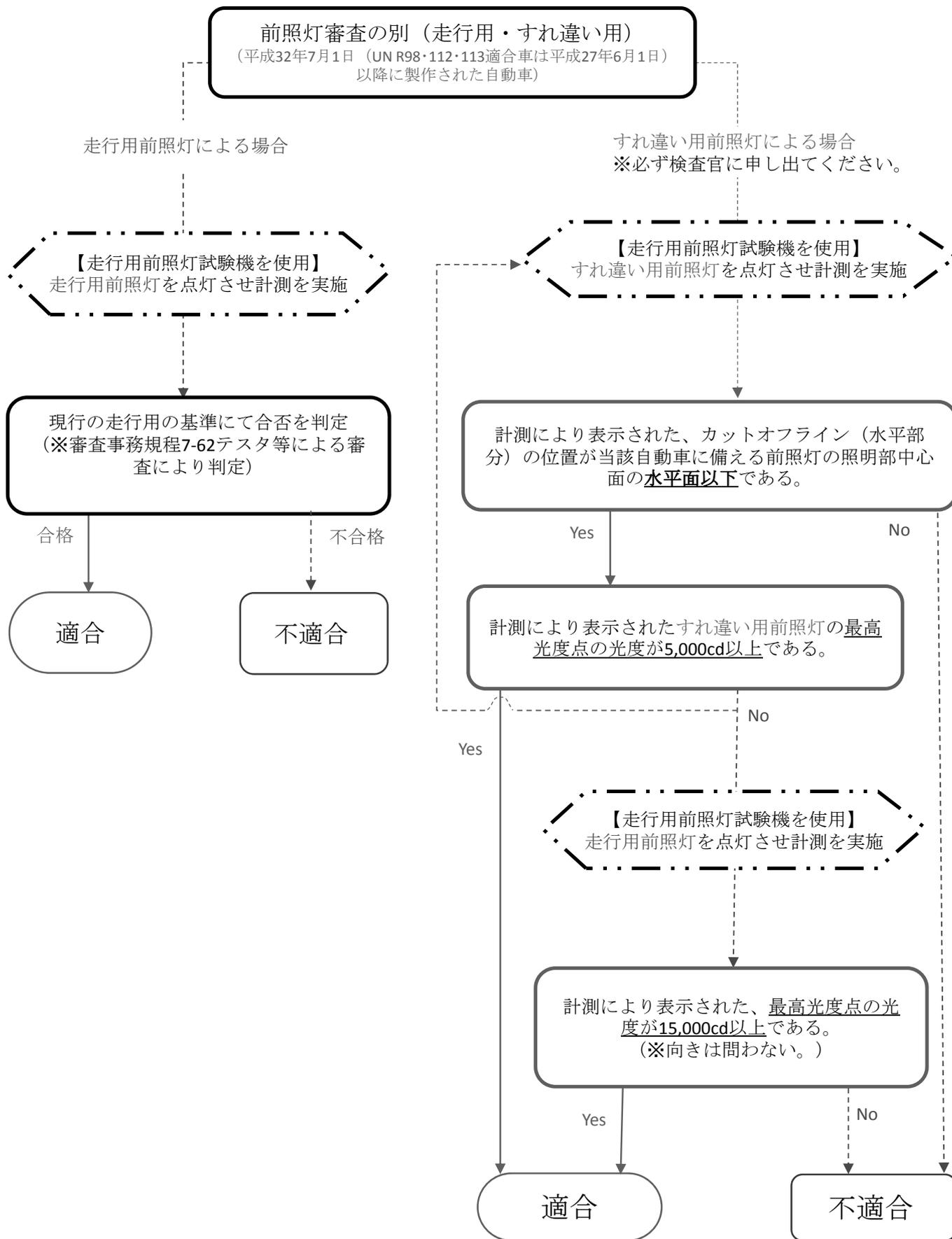


独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 年 月 日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



3. 審査事務規程の第23次改正（プレスリリース）

プレスリリース

令和元年5月10日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-53 騒音防止装置

7-53-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)

7-53-2 性能要件

7-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車		110
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
側車付二輪自動車		94

② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。

ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあつては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

8-53 騒音防止装置

8-53-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)

8-53-2 性能要件

8-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車		110
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
側車付二輪自動車		94

② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、次に定める構造であること。

ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあつては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

行ったもの

別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ	
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dBを超えないもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えないもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えないもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えないもの	96

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

	れた近接排気騒音値が91dBを超えるもの	
二輪自動車及び側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの	94

イ 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdB で表した値が、それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ
自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	自動車検査証備考欄記載値 +5
側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	+5

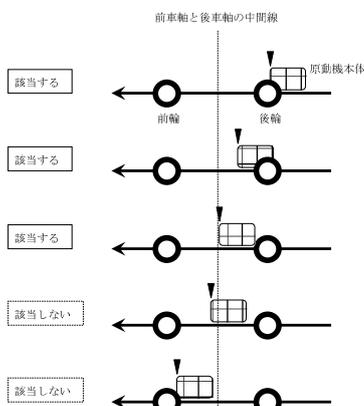
(2) (1) ①及び②の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dB を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ
自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	自動車検査証備考欄記載値 +5
側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	+5

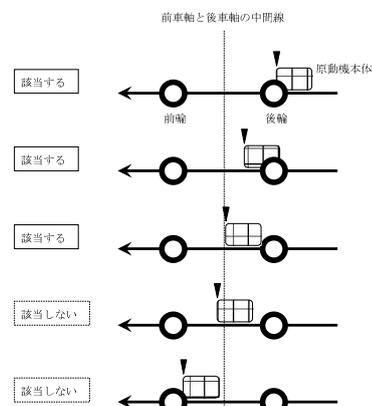
(2) (1) ①の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒

音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

- (4) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の機能を損なう損傷等のないものは、
(1) ②の基準に適合するものとする。

7-53-2-2 視認等による審査

8-53-2-2 視認等による審査

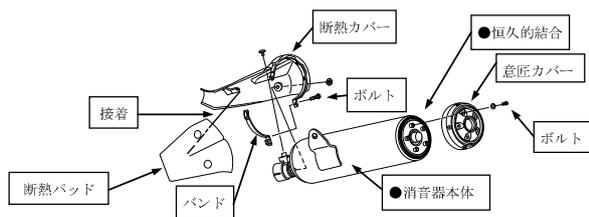
- (1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係）
- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
 - ② 消音器本体が切断されていないこと。
 - ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
- (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的の方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。
- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
 - ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

- (1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第40条第2項関係、細目告示第196条第2項関係）
- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
 - ② 消音器本体が切断されていないこと。
 - ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

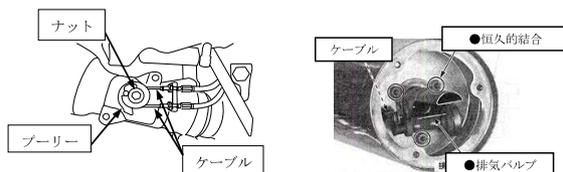
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



【例2】



7-53-2-3 書面等による審査

- (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）
- ① 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添39「定常走行騒音

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S4の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S6(令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であつてもよい。)の6.(6.3.及び6.4.を除く。)に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。</p> <p>(2) 7-53-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置(二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。)であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1) ②又は③のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ②又は③の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならぬ。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>製作者の商号又は商標。(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(7) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われ</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>た後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ロ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ロ) 最高出力</p> <p>(ハ) 変速機の種類</p> <p>(ニ) 消音器の個数</p> <p>(ホ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(ヘ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ヘ) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S4の6。(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあっては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S4の6.2.2.(フェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(7)(8)の自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく</p> <p>Ⓔマーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S6 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S6の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(㍑)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音情報欄において、UN R41-04以降の記載があるものに限る。 <p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 例：e1*168/2013*12345 <p>(ウ) UN R41に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04以降のものに限る。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づく®マーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04以降のものに限る。 <p>(9) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であつて、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(6) ②ア又は(7) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 欠番</p>	<p>8-53-3 欠番</p>

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和元年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）の様式が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 届出書の騒音防止装置欄に記載する「性能確認」欄及び「消音器の表示」欄に新たな項目を追加します。

→ 「消音器の表示」欄の「表示なし（純正品から変更なし）」が選択できる自動車は、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者の資料等により確認できる場合に限られておりますのでご注意ください。

並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和2年5月10日

IV Q&A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1.

工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば5名または、4名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2.

当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3.

何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4.

作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。
ただし、完成検査場及び車両置場については、やむを得ない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。
なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。
また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5.

保安基準適合証の管理は事業場管理責任者ですので、必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。
また、使用終了時においても交付枚数、書損枚及び残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6.

完成検査業務はできません。

また、管轄の運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）

※再校正の結果適合した場合

- ① 自動車検査用機械器具校正適合報告書
- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（写し）

Q 7. 既存の指定工場で、対象とする自動車が普通（大）の工場の場合、工員を5人以上から4人にしたいが可能か。

A 7.

対象とする自動車について、「普（大）」から「普（中）」への変更手続が必要となる。

※ 変更に必要な書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 変更届（様式3）
- ③ 旧指定書（正本）紛失した場合は顛末書

なお、「普（中）」で「大型特殊」も指定整備の対象としている場合には、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受検して下さい。

Q 8. 既存の指定工場で、対象とする自動車が「大型特殊」及び「普（中）」の工場の場合、工員を5人から4人にしたいが可能か。

A 8.

可能である。

ただし、工員が4人の場合は、車両総重量8トン、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の大型特殊自動車の指定整備は実施できません。超えるものは、持ち込み検査を受検して下さい。

なお、この場合は、対象車種の変更の手続きは不要です。

Q 9. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 9.

騒音計の規定は、計量法により検定の期間は5年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。

なお、音量計は指定自動車整備事業規則第12条の規定にある自動車検査用機械器具のため1年毎に校正が必要となります。

(2) 完成検査関係

Q 1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A 1.

左右それぞれ（1灯ずつ）記載して下さい。

なお、測定光度について、左右それぞれ15, 000cd以上が必要です。

Q 2. 制動力の総和は保安基準では、前輪のみタイヤがロックすれば適合とあるが、サイド・ブレーキがロックして基準に満たない場合はどうすればよいか。

A 2.

サイド・ブレーキは検査時車両状態の20%（1.96N/kg）以上の制動力が必要であり、ロックでは合格となりません。

Q 3. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A 3.

気密試験合格証により保安基準第17条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q 4. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A 4.

規制値が25%以下（型式KEー、KFー、KGー等）の車両については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いて測定をして下さい。その記録用紙は指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。

また、規制値が50%及び40%以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は、検査機器を用いて判定をして下さい。

なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いて測定をして下さい。（Q9及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Q 5. 特定期日を超えた特定地域内に使用の本拠の位置を置く、NOx・PM法不適合車について継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 5.

完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。

先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 6. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 6.

分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。

指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。

この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Q 7. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証を交付できるか。

A 7.

登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証は交付できません。不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 8. 車軸自動昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうか。

A 8.

自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 9. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

A 9.

オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q10. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、定常走行騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A10.

定常走行騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車については当分の間、定常走行騒音の基準に適合するものとして取扱います。

この場合、指定整備記録簿の該当項目の欄には、聴感を○で囲み「適」と記載して下さい。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

定常走行騒音	
聴感	テスト
適	
デシベル	
排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

（参考）

排気騒音について、排気管を有しない自動車は基準の適用が除外されていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「/」を記載して下さい。

（3）保安基準適合証等関係

Q1. 登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

A1.

運輸支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Q2. 保安基準適合証及び保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

A2.

記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Q3. OA機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

A3.

電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。

保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し50枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Q 4. 保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険証明書の保険期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

A 4.

自賠責保険証明書の保険期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。

ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険証明書の保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から15日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5.

継続検査申請はできます。

ただし、このとき保険期間を1ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。

この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6.

保安基準適合証は書損扱いとせず「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴して下さい。

なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載して下さい。

Q 7. 自動車検査証を紛失し、自動車検査証の写しがある場合には、この写しをもって保安基準適合証の交付ができるか。

A 7.

交付はできません。

同一性の確認は、必ず「自動車検査証」、「登録識別情報等通知書」（旧：抹消登録証明書）又は「自動車検査証返納証明書」により行わなければならない、写しによる確認は厳禁です。

よって、必ず自動車検査証の再交付を受けてから同一性の確認を行い、保安基準適合証を交付して下さい。

（「登録識別情報等通知書」等については、「（2）完成検査関係」Q 7を参照下さい。）

Q 8. 保安基準適合証綴（50枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 8.

紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、管轄の運輸支局に連絡し、書面で報告して下さい。

なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 9. 保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

A 9.

自動車検査証のとおり記載して下さい。

従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり記載または入力**していただくこととしました。

自動車検査証	福〔91〕1234福	適合証	911234
自動車検査証	国（01）561234	適合証	01561234
自動車検査証	AB－0001234	適合証	AB－0001234
自動車検査証	AB0561234	適合証	AB0561234

Q 10. 保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

A 10.

自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、（株）や（有）など**省略せず**、自動車検査証のとおり**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。

住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおり**県名から全て**記載（入力）して下さい。

Q 11. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A 11.

自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Q 12. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A 12.

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

2. 研修関係

Q 1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A 1.

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2.

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3.

検査員研修は必ず受講して下さい。

整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。

技術研修は、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、1名以上が受講していればよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であつて最大積載量が3,000kgの車両の整備ができるか。

A 1.

小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kgであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。）また、5ナンバーの12人乗りも整備できます。

Q 2. 検査対象軽自動車について

- (1) 軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表3」か「別表6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (2) 検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (3) 軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表3」か「別表6」か。

A 2.

- (1) 軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従つて点検時期等は「別表6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- (2) 「別表5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿となります。
- (3) 軽自動車の福祉タクシーは「別表3」により行います。

Q 3. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が2年のもので点検が6ヶ月となっているのはなぜか。

A 3.

自動車点検基準第2条第1項第3号により大型特殊自動車（車両総重量8トン未満）及び、特種用途自動車（車両総重量8トン未満）は、別表第5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Q 4. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車分解整備の定義に抵触しないのではないかと。

A 4.

「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。

従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「分解整備」に該当することとなります。

Q 5. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 5.

乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。

なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 6. 4トン車を改造し、車両総重量が8トン以上になった車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

A 6.

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 7. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 7.

必要です。

ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 8. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 8.

特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 9. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 9.

限定自動車検査証の交付は受けられません。再度、持ち込み検査を受検して下さい。

なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q 1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A 1.

（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234
現車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）
OCRシートの車台番号欄への記載は、1234又は561234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

Q&A について

Q1：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 8-52 窓ガラス貼付物 等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Q2：テールレンズユニットを社外品に交換した際に、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

A：審査事務規程 8-77 尾灯、8-84 制動灯
8-86 後退灯、8-87 方向指示器 等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成18年1月1日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

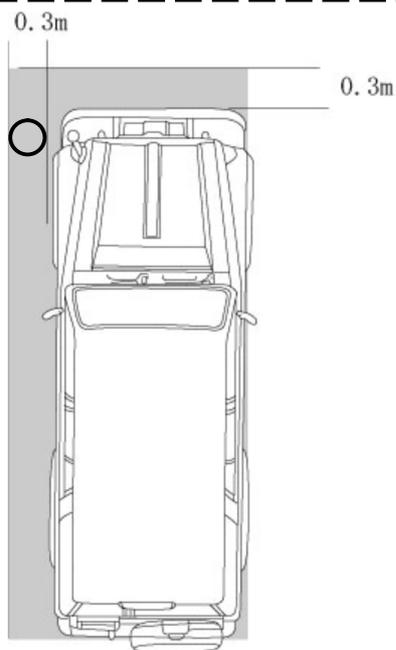
Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 8-100 直前及び側方の視界 等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成19年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広げられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば小型自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 8-53騒音防止装置、8-54排出ガス発散防止装置、
8-55排気管からの排出ガス発散防止性能、
8-56排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 等

平成11年排出ガス規制以降の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また、平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Q5：「車検対応」と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 8-67前部霧灯 等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Q6：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張り付けしたのですが？

A：審査事務規程 4－19記載事項変更に係る保安基準適合性の審査、
7－4、8－4車両総重量 等

荷台補強を目的として、荷台に鉄板を張り付けている車両については、自動車検査証と現車の車両重量の差が小型車の場合50kg、普通車の場合100kgを超えるものについては、自動車検査証の記載事項変更手続きが必要となります。その場合、重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。
記載事項変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する運輸支局等での手続きとなりますのでご注意ください。

Q7：社外品のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 8－62走行用前照灯、
8－63すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

「車検対応」として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）	
		3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	2回目以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○				1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○				2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○				1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○			1年	←		
		GVW8トン未満	○				2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○			2年	1年		
		軽自動車				●	2年	←		
		二輪					3年	2年		
	霊柩	通常タイプ	○				2年	←	霊柩	
		定員11名以上	○				1年	←	霊柩車バス形状	
軽自動車					●	2年	←	霊柩		
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○				1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○			1年	←		
		GVW8トン未満	○				2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○			2年	1年		
		軽自動車			○		2年	←		
		定員11名以上	○				1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車	○				1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○		2年	1年	マイカー型	
		軽自動車			○		2年	←		
		三輪	○				2年	1年		
	二輪	小型			○		2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車			○		無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
	特種	貨物	普通・小型	○			2年	1年	キャンピング車	
			GVW8トン以上	○			1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車	
			GVW8トン以上トレーラ		○			1年		←
			GVW8トン未満	○				2年		1年
			GVW8トン未満トレーラ		○			2年		1年
軽自動車			○		2年	←				
大特	貨物	GVW8トン以上	○			2年	1年	ホイール・クレーン		
		GVW8トン未満	○			2年	1年	フォーク・リフト		
		GVW8トン以上	○			1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ		
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←			
		GVW8トン未満	○			2年	1年			
GVW8トン未満トレーラ		○		2年	1年					
	検査対象外軽自動車	○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		
家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○			1年	←	トラック（三輪を含む）		
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←			
		GVW8トン未満			○		2年		1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○		2年		1年	
		軽自動車				●	2年		←	
		定員11名以上	○				1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車			○		1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型				●	3年	2年	一般の乗用車（マイカー）	
		軽自動車				●	3年	2年		
		三輪			○		2年	←		
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	貨物	普通・小型	○8t以上		○8t未満		2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
			GVW8トン以上	○				1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			GVW8トン以上トレーラ		○			1年	←	
			GVW8トン未満			○		2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ			○		2年	1年	
軽自動車				●	2年	←				
大特	貨物	GVW8トン以上	○			2年	←	ホイール・クレーン		
		GVW8トン未満			○		2年	←	フォーク・リフト	
		GVW8トン以上	○				1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
		GVW8トン以上トレーラ		○		1年	←			
		GVW8トン未満			○		2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ			○		2年	1年				
	検査対象外軽自動車			○		無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年
 2. GVW：車両総重量

3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和元年7月1日施行

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 ○○(都道府県名)本部	J A○○ (都道府県名)
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラル	(○○(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	J A○○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	四国交通共済協同組合	四交協
旧 株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
C h u b b損害保険株式会社	C h u b b	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

- ①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付けされている自動車
- ④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・200)の自動車)

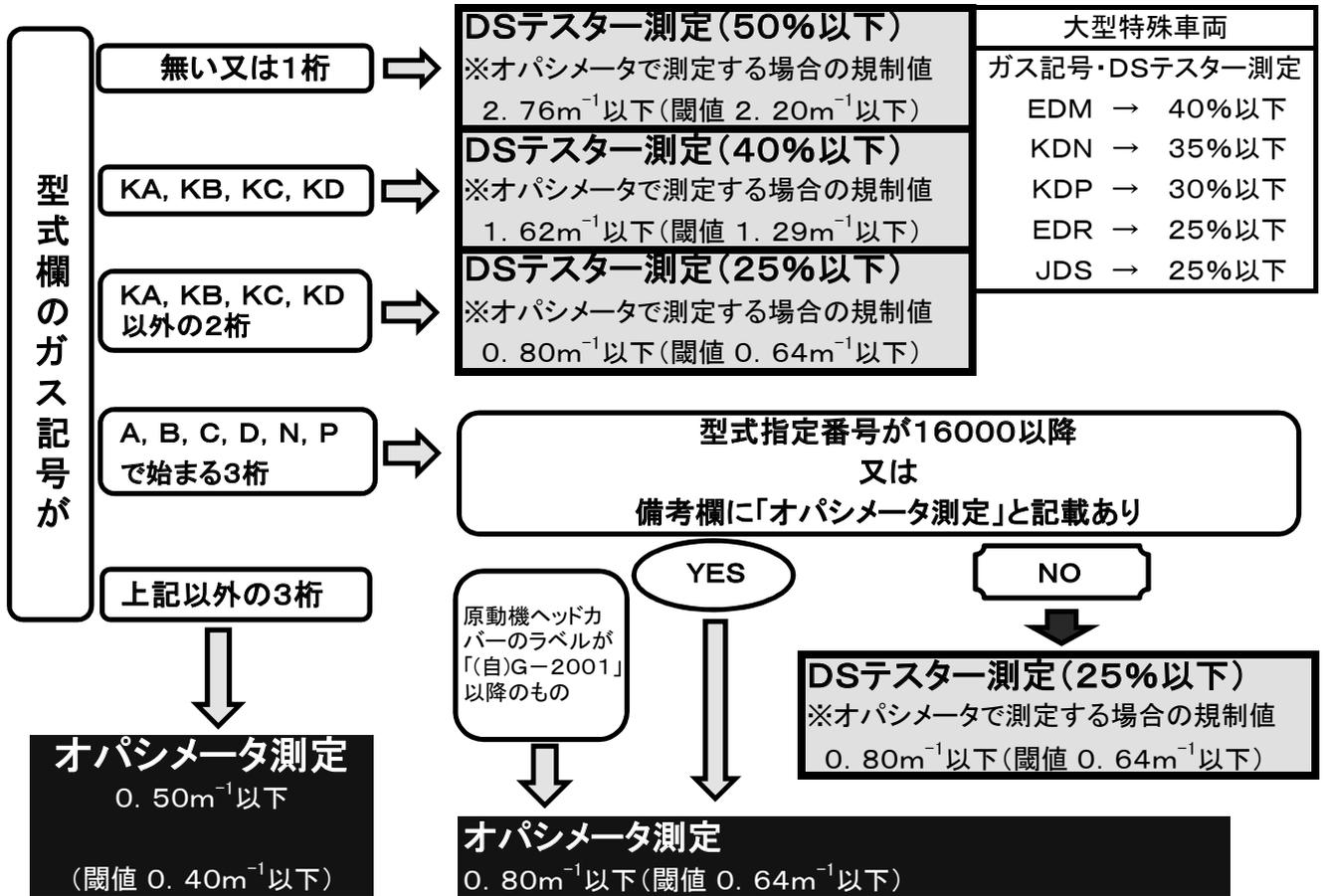
※排出ガス記号は平成29年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記1. 以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

1700㎏	1975㎏
前軸重	後軸重
1040㎏	660㎏
型式指定番号	類別区分番号
16151	0034

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている
場合がありますので、注意して下さい。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

有効期間の満了する日	25年 7月 21日
備考	[品川]、継続検査 自動車重量税 免税 [21年度税制] 平成22年7月22日 平成17年度燃費基準15%向上達成車 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この x・PM対策地域内です。 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制 マスロー加速騒音規制適用車 オパシメータ測定 以下空白

※平成17年規制適用のディーゼル車のう
ち、オパシメータ測定対象車は備考欄に記
載されますので、注意して下さい。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載
は、平成17年規制車のうち、オパシメータ
測定対象車に記載されます。
記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付
く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認
して判断して下さい。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・200)の自動車)

ニッサン	車台番号
DNT31	型式
LDA-DNT31	
所有者の氏名又は名称	株式会社
所有者の住所	目2
使用者の氏名又は名称	***
使用者の住所	***
使用の本拠の位置	

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認して下さい。

平成21年以降の規制車について
は、車検証の備考欄に「オパシメータ
測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の
頭に付く排気ガス記号や型式指定
番号等を確認して判断して下さい。

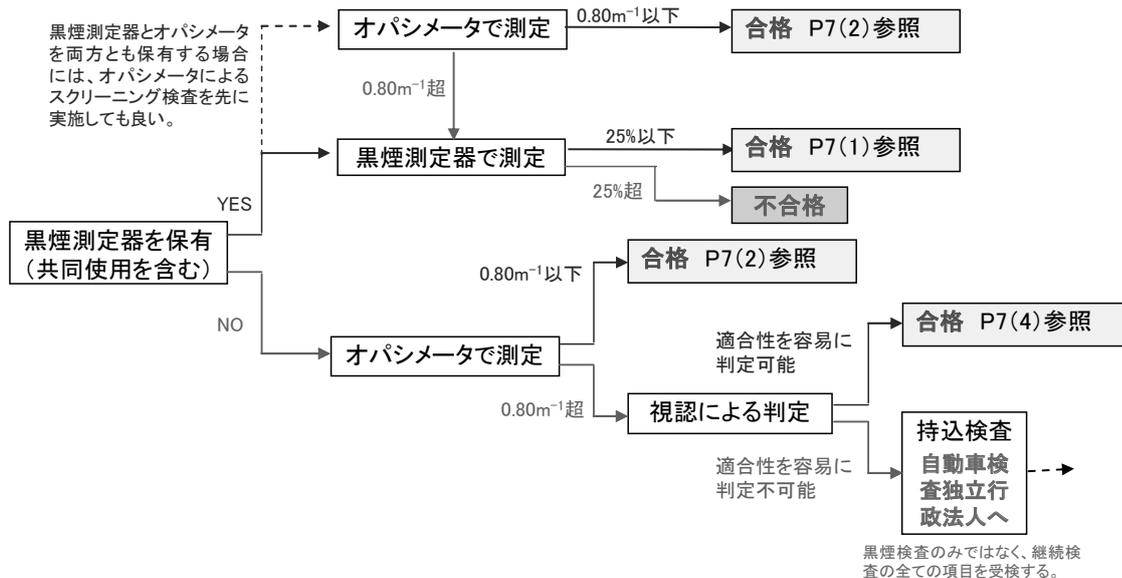
検査の方法 ③（黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

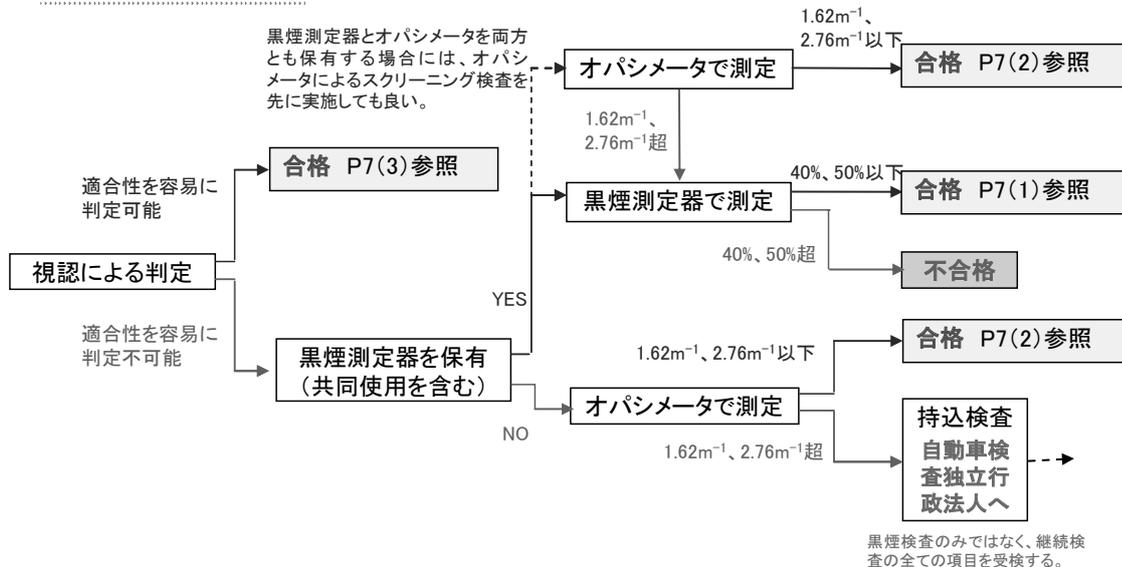
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※5）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、7ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

- 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※5 スクリーニング検査： 黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m^{-1}
黒煙 30% (特殊自動車に限る)	⇒	光吸収係数 1.01m^{-1}
黒煙 35% (特殊自動車に限る)	⇒	光吸収係数 1.27m^{-1}
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62m^{-1}
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76m^{-1}

検査の方法 ④（指定整備記録簿への記載・・・使用した機器により記載方法が異なります。）

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

(1) 黒煙測定器を用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
20 $\frac{\%}{m^{-1}}$

(2) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
0.75 $\frac{\%}{m^{-1}}$

(3) 最初から視認により判断した場合

(40%、50%規制車に限る。)

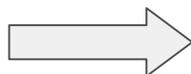


黒煙・粒子状物質
<u>視認</u> ・テスト
適 $\frac{\%}{m^{-1}}$

(4) オパシメータを用いた測定において

スクリーニング値を超え、視認により判断した場合（25%規制車に限る。）

別途、備考欄にオパシメータによる測定値[m⁻¹]を明確に記載する。



黒煙・粒子状物質
<u>視認</u> ・テスト
適 $\frac{\%}{m^{-1}}$

◆ オパシメータ測定車の検査について

(5) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ <u>テスト</u>
0.75 $\frac{\%}{m^{-1}}$

5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構造	保安基準		参考
①	最低地上高	第3条	最低地上高	・「最低地上高9cm以上」等
②	最大安定傾斜角度	第5条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第6条	最小回転半径	・最外側のわだちについて12m以下

No	装置	保安基準		参考
①	原動機及び動力伝達装置	第8条	原動機及び動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第9条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第10条 第11条 第11条の2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第12条 第13条	制動装置 けん引自動車の制動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第14条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び電気装置	第15条 第16条 第17条 第17条の2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第18条 第18条の2	車わく及び車体巻込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第19条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装置	保安基準		参 考
⑨	乗車装置及び 物品積載装置	第20条 第21条 第22条 第22条の2 第22条の3 第22条の4 第22条の5 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置 等 年少者用補助乗車 装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比 等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその 他の窓ガラス	第29条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率70%以上)
⑪	騒音防止装置	第30条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発 散防止装置	第31条	ばい煙、悪臭のあるガ ス、有害なガス等の発 散防止装置	・触媒、ブローパイガス還元装置、排気管の開口 方向等
⑬	灯火装置及び 反射器	第32条 第33条 第33条の2 第34条 第34条の2 第35条 第35条の2 第36条 第37条 第37条の2 第37条の3 第37条の4 第38条 第38条の2 第39条 第39条の2 第40条 第42条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反 射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、 取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部 面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第43条 第43条の2 第43条の3 第43条の4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第41条 第41条の2 第41条の3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保す る装置	第44条 第45条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計そ の他の計器	第46条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第47条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及び その附属装置	第48条	内圧容器及びその 附属装置	・容器及び附属装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	その他	第48条の2 第48条の3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

6. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類				適合証の 交付 (可否)	標章の 交付 (可否)	限定適合証 の交付 ※5 (可否)	適合証による現 車提示の省略 (可否)		
新規・ 予備検査	新車			×	×	×	×		
	中古車 ※1	下 (変更 無し) 外)	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			上記以外		○	×	○	×	
		↑↓ 乗車定員 11人未満 (上記以外)	乗車定員11人以上(乗合等)		×	×	×	×	
			乗車定員 11人未満 (上記以外)	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
		上記以外		○	×	○	×		
		↑↓ 貸渡 ↑↓ 乗合のみ	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
	乗合のみ		貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×	
			貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×	
	上記以外		×	×	○	×			
	構造等に変更 ※2				×	×	×	×	
	継続検査 ※4				○	○	○	○	
	構造等変更検査 ※4				×	×	×	×	
	臨時検査				×	×	×	×	

※3

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一(自家用、事業用、貸渡の変更を除き)であること。なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車(二輪含む)」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等(乗車定員11人以上)」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達)により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

7. 【整備工場コード】 お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤船運 ⑥例外 ⑦制限解除 ⑧NOx-PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

運輸支局コード 認証番号

⑬走行距離計表示値

運輸支局長殿

-

運輸支局コード **認証番号**

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

①新規検査(中古)

②予備検査(中古)

③継続検査



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

申請書 第1号様式

①新規検査 ②予備検査 ③継続検査

④自動車予備検査証記入 ⑤所有者変更記録

⑥手数料 ⑦有効期間 ⑧出張 ⑨備考欄

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

運輸支局コード 認証番号

⑬走行距離計表示値

⑭車体の塗色

⑮自動車型式指定・類別区分番号 ⑯製作年月日 ⑰整備工場コード

⑱定期点検 ⑲受検形態 ⑳装置名等コード

-

運輸支局コード **認証番号**

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

①新規検査(中古)

②予備検査(中古)

③継続検査



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

8. 重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① **google、yahoo、gooのいずれかで「次回自動車重量税額照会サービス」と検索し、https://www.nextmvt.mlit.go.jp/にアクセス。**
 ② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。
 ③ 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会
 次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
 (ご利用可能時間 9:00～21:00)

③ 照会画面へ

⑦ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全桁)	NHW20
検査予定日	2018/04/30
有効期間年数	2年

・ 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
 ・ 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

⑦ 自動車重量税額 (円) 15,000

戻る

④ 車台番号を入力します。
 (アルファベットは大文字で入力をお願いします。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

1. 車台番号 (必須)
 ※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。
 車台番号が英数字の場合
 NHW20
 (半角)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合
 (漢字) (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で届納検査等の手続きを行う予定日) (任意)
 2018/04/30

⑥ 照会

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



九州運輸局

9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号、第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあつては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

(1) 用語

1. に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリ的部品
身体障害者用操作装置	ルーフ・ラック、キャリア
エア・バッグ	エア・スポイラ、エア・ダム
けん引用トレーラーヒッチ	グリル・ガード、ドア・プロテクタ
ショックアブソーバ	オーディオ類、ナビゲーションシステム
マフラー、排気管	アンテナ、ラダー、トウバー 等
タイヤ、タイヤ・ホイール 等	

(2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項 目	範 囲
長さ	± 3 c m
幅	± 2 c m
高さ	± 4 c m

(3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

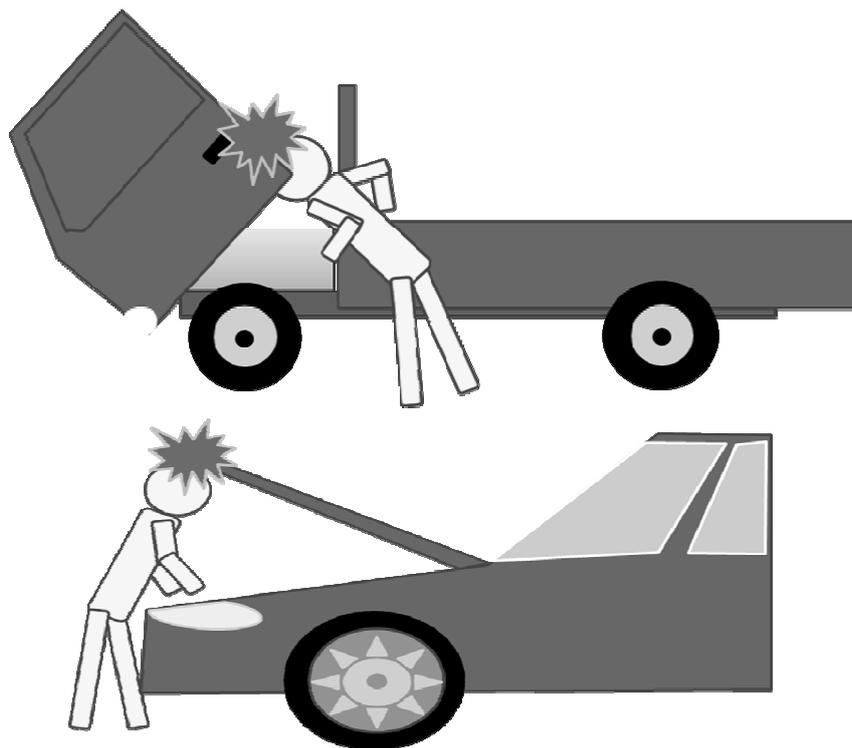
種 別	範 囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	± 5 0 k g
普通自動車、大型特殊自動車	± 1 0 0 k g

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。



【注意徹底をお願いします】

👉 原動機型式等の確認時には
キャビンやボンネットの確実な固定！

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

